

農政商工観光委員会会議録

日時 平成22年12月9日(木) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時01分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 中込 博文
委員 土屋 直 清水 武則 高野 剛 森屋 宏
浅川 力三 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

商工労働部長 丹澤 博 産業立地室長 安藤 輝雄
商工労働部理事 山本 誠司 商工労働部次長 末木 浩一
商工労働部次長 八巻 哲也 産業立地室次長 小田切 一正
労働委員会事務局長 藤原 一治 労働委員会事務局次長 清水 久幸
商工企画課長 佐野 芳彦 商業振興金融課長 赤池 隆広
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 望月 明雄
産業人材課総括課長補佐 渡邊 尚毅 産業立地推進課長 高根 明雄

観光部長 後藤 雅夫 観光部理事 酒井 善明 観光部次長 窪田 克一
観光企画・ブランド推進課長 望月 洋一 観光振興課長 小林 明
観光資源課長 石原 三義 国際交流課長 古屋 正人

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 西島 隆
農政部技監 加藤 啓 農政総務課長 野中 進 農村振興課長 山本 重高
果樹食品流通課長 樋川 宗雄 農産物販売戦略室長 河野 侯光
畜産課長 白砂 勇 花き農水産課長 西野 孝 農業技術課長 齋藤 辰哉
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

公営企業管理者 小林 勝己 企業局長 西山 学
企業局次長(総務課長事務取扱) 山下 正人 電気課長 石原 茂

議題 第91号 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例制定の件
第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光
委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会
関係のもの
第99号 指定管理者の指定の件
第100号 指定管理者の指定の件
請願第22-10号 TPPの参加に反対することについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、商工労働部・労働委員会関係、観光部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時5分から午前11時1分まで商工労働部・労働委員会関係、休憩をはさみ午前11時17分から午後0時2分まで観光部関係、休憩をはさみ午後1時33分から午後3時5分まで農政部関係、さらに休憩をはさみ午後3時33分から午後4時1分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第91号 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例制定の件

質疑

進藤委員 今、説明をいただきまして、同センターの年間利用者は6万4,000人、全国で5番目の利用率だというようなお話ですが、そういう経過の中で、このセンターがあることによって、どういう利点があったかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

渡邊産業人材課総括課長補佐

当施設におきましては、民間の職業能力開発の支援と技能検定試験を実施しておりまして、こうした技能検定試験をほかのところでやるところがございませんので、どうしても必要な施設と考えております。

進藤委員 技能検定試験というのは、どのような種類があるのでしょうか。

渡邊産業人材課総括課長補佐

技能検定試験の職種ですが、本県におきましては76種を実施しております。国では全体で136種やっております。職種につきましては機械加工、電気機器組み立て、建築大工など本県で実施しておりますのが76種もありますので、いろいろあるところでございます。

進藤委員 その76種くらいで、本県の企業関係の需要に適切なんのでしょうか。

渡邊産業人材課総括課長補佐

本県でやっている76種で、それは問題ないと思います。

進藤委員 すると、76種以外の他のものの検定を受けたいという場合は、他県へ行くとかして受けているわけでしょうか。

渡邊産業人材課総括課長補佐

委員おっしゃるとおり、どうしても本県でやっていないものにつきましては、他県に行って受講している状況でございます。

進藤委員 高校生、高等学校などから、検定試験をもうちょっと県内でやってほしいという要望などはないでしょうか。

渡邊産業人材課総括課長補佐

こちらには、そういう話は特にきておりません。

進藤委員 工業高等学校の卒業式などにお邪魔することがあるんですが、そこへ行って、学校要覧などを拝見したり、校長室の掲示板などを見ますと、何々の検定試験があって合格したとか、非常に「あ、すごいな、頑張っているな」ということを感じるんですが、できるだけ学校で勉強しているときに、いろんな資格を取っておこうという生徒が増えてきて、韮崎工業高校などもお邪魔して、以前はちょっと荒れていたようなこともあったけれども、すごいよくやるようになった

たというようなお話も伺っております。こういう非常に就職難の折、いろんなニーズというんですかね、時代の要請に合った、企業からの要請もあるような、そういう資格をできるだけ高校教育の中で、取っていかれるようになればいいなど希望しているところです。できるだけ身近なところでそういう試験が受けられれば、高校生にとってはいいのではないかと思います。またよろしく願いをしたいと思います。

渡邊産業人材課総括課長補佐

教育委員会と連携をとりまして、高校生の受験者も大分増えてきているような状況でございます。今後も連携を強化しまして、さらに受験者を多くできるようにやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

進藤委員 ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(緊急雇用対策について)

森屋委員

先ほど部長からお話がありましたように、きのう、最終日に出される経済対策というか、国のほうがなかなか出てきませんでしたから、もう少し地方の事情というものを理解してくれて、やっていただければなということを思いつつも、一方で今議会の最終日に間に合うのかなという心配をしながら待っていました。そうしたら、きのうまとまったというか、最終的に提出されるということですので、そのときに少し議論しようかなと思いましたがけれども、せっかくの機会ですから、きょうさせていただきたいと思っております。

これは労働関係の心配といいますか、6月にも若干させていただきましたけれども、9月にもう一度ということを経理に投げかけましたが、県単位でこの労働問題についていろいろ何かをするということは、非常に限界があると思っておりますか、今のシステムの中ではなかなかできない。今回の緊急雇用対策ということを取りましても、財源は私たち山梨が持っているわけではなくて、国から100%のものがあるからこそ、この地域の中で雇用対策が打てていける。そ

の中身についてはそれぞれの県において、最も自分たちの県に必要な部分にお金を出していくという、そこが知恵の絞りどころ。今回も恐らく基金として積んで、商工労働部としてお金が出てきますけれども、この短い期間の中で、恐らく商工労働部が中心となって、各部からそれぞれのアイデアといいますか、雇用対策で人材を募集できるような分野を取りまとめた御苦勞というのが大変に感じとれて、皆さんにとってもこの短い期間、大変だったんだろうなと思います。

そこで、きのう、緊急雇用対策というお話を聞いて、「待てよ」と、前はいつだったかなということ思い出してみました。過去の議事録をコンピュータで調べてみたら、ちょうど10年前、平成11年、12年、13年に、やはりこの緊急地域雇用対策基金を全国で積んでいるんですね。この年はどういう年であったかという、長くなって恐縮ですけれども、私が県会議員として初めてこの県政の場に来させていただいた年で、その年の6月、9月にこの緊急地域雇用対策基金を積んで、県というところはこういうふうに国からお金がどっと来て、補正予算を組んで、こういう大きな準備をする場所なんだなということを感じたことが、非常に強く記憶に残っています。

前はどうかということ、確かこれも円高不況の一環だった。全く今回と状況は同じ。そして平成11年、12年、13年と基金を積んで、山梨県内の失業率あるいは有効求人倍率の下落をとめて、大きな成果があった。議事録を見てみると、平成14年あたりにも共産党の方から何回か、「これをもっと延長するように国に要望しなさいよ」というふうな発言はあったにもせよ、大体、この3年間ぐらいで一段落をして、景気は上向きを見ていったということであると思うんですね。

しかしながら、何を言わんかすると、今回はもっと違う大きな地殻変動が起きているという、やはり県議会の場ですから、議員もあるいは職員の皆さん方もともにこの認識を持って、山梨県内においてはもっと大きな地殻変動が今起きているんだと、経済において、雇用において、もっと大きな地殻変動があるんだという危機感を持って、今回のことに臨んでいかなければいけないと思います。議員の皆さん方は日々地域を歩いていますから、この雇用対策について体では何がしかの異変というものを感じているんだけれども、言葉ではなかなか言いあわせない。しかしながら、危機感というものを日々多くの皆さん方は抱えていらっしゃる。

そこで何が違うのかなと、きのうしか時間がありませんでしたので見てみたら、実は山梨県の有効求人倍率というのは、平成11年に過去最低と言われたときに0.81倍なんですね。これは大いに騒がれました。山梨県は常に有効求人倍率は1倍を超える全国でもトップクラスのいい場所ですから、0.81倍まで落ちたということに対して大変な危機感があって、私も議会の中で、まだ議会に出てきたばかりでありましたけれども、発言をさせていただきました。そのときに実は全国はどうかということ、全国のアベレージは0.56倍なんですね。ですから、山梨県は0.81倍まで落ちたといいながらも、全国の0.56倍に比べてまだよかったということをそのとき言いました。

では、今日どうかといいますと、今日のデータをちょっと見てみると、いわゆるリーマンショック、平成20年の暮れから起きてきた今回のこの不況、あるいは、今日で言えば、今、円高ということがもう一つ加わってきて、円高不況を迎えていますけれども、今回、特筆すべきことは、平成21年4月に0.41倍というところまで極端に落ちましたけれども、平成20年の暮れから平成21年の中で、今日も先ほど部長のお話にあった0.6倍というところを漂っていますが、今回、前回と大きく違うところは何かということ、実は山梨県の

有効求人倍率の低さは、全国のアベレージより低いんですよ。やはり今まで山梨県を支えてきた外需というか、輸出依存型の企業形態に、ある意味、限界が見えつつあるのではないかなど。

大きな危機感を胸の中にいつも持っていて悶々としているというか、大変な時代が来るのではないかなどという思いを強く持っているんですけども、大変抽象的な話で恐縮なんですけど、今回、緊急雇用対策ということで、また延長になるんですかね。平成21年、22年、23年とやってきたものを、また延長されるのか、もっとここで一気にふやしてやれるのか、それは14日の最終日に上程される中身を見なければわかりませんが、今、指摘させていただいたようなことについて、県としてはどういう認識をお持ちになっていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

望月 労政雇用課長

先ほどの有効求人倍率ですけれども、山梨県は、基本的に平成17年度まで1倍前後で来ておりました。そのときは大体、有効求人数が1万3,000人、有効求職者数が1万3,000人、これでバランスがとれておりました。平成20年4月以降から少しずつ1倍を切ってきております。その中でリーマンショックを受けまして、急に0.39倍という落ち込みを示しました。そのときの有効求職者数が2万1,000人、有効求人数が8,400人ということで、こういう厳しい状態になりましたので、0.39倍という状況になりました。このときは全国平均が0.43倍ですので、全国平均を下回ってしまったということになっております。

ただ、過去の例を見ますと、全国平均値よりも山梨県の有効求人倍率のほうが少し高かったというのがずっと続いてきております。直近の10月の有効求人倍率は0.63倍でございますが、このときの全国平均が0.56倍でございます。やっと全国をちょっと上回って、少しずつもとへ戻りつつあるという状況でございます。ただ、まだまだ1倍前後で行っていたときに比べると、有効求職者数が1万6,000人、有効求人数がやっと1万人に回復しましたけれども、この差がまだ6,000人ぐらいあるということで、今後、ここをどう埋めるかということが非常に重要な課題だと思っております。

ただ、今、基金でやっております事業は、つなぎの雇用をする事業ということで、緊急雇用創出事業をやっておりますが、その中で重点分野雇用創造事業を9月の補正予算でも拡充させていただきましたけれども、つなぎの雇用という形態でありながらも、今後、成長が見込まれる分野で、民間に委託しまして雇用をつくっていただく。それによって雇用が継続する可能性を持っているという部分に集中的に投入をしております。過去にあった緊急雇用の部分、円高のときにやったものは、基本的にはつなぎの雇用形態をとっております。今回、最初にできた緊急雇用創出事業も、基本的には短期の雇用を提供するという形でやっておりますが、途中から平成21年度の第2次補正以降、重点分野雇用創造事業がつくられて、この中で成長が見込まれる分野での短期の雇用を使って、それで雇用が継続するようというふうな仕組みになっておりますので、これで何とか乗り切りたいと思っております。今後、その部分を検証していかなければならないんですが、どのように雇用が繋がっていくかということ、まだ1年ありますけれども、そこで頑張っていきたいと思っております。

(県内の産業構造について)

森屋委員

ちょっと大きな話をし過ぎてしまいましたので恐縮なんですけれども、皆さん御存じのとおり、有効求人倍率というのは、1.0倍あるからそれでいいん

だと、求人と職を探している人たちが1.0倍で合うから、それでいいんだではないんですよ。やはりそこにはミスマッチがありますから、本当に職を求めている人に自分の望むような職を提供できるようになるには、どのくらいなのでしょうかね、1点幾つというものがないと、1倍を超えたからいいという次元では全くないということなんですね。ですから、0.63倍ということは、現実的には日々の生活というか、地域の中での雇用環境というのは、私は非常に厳しいと思っています。

そこで何を言いたいかということなんですけれども、これもまたいつも大きな話をして恐縮なんですけど、山梨県の産業構造の特殊性については、やはり議員も職員の皆さん方もお互いに改めて認識しなければいけないのかなということなんです。御存じのとおり、製造品出荷額においても、GDPにしても相当な割合を輸出型企業に依存しているところは非常に大きいわけですから、これを減らしていったって、違うものをつくりなさいということではなくて、当然、これはこれとして山梨県を支えていただく大きな存在でありますから、これを大切にしながらも、一方において、数千億円という産業が一気に出てくるとは考えられませんけれども、いつも言いますように、従前は山梨県内においても1,000億円ぐらいを確保していたジュエリーであるとか、農産物であるとか、そういうある程度柱になるような、1,000億円台ぐらいを確保してくれるような産業がかなり衰退をしまして、本当に輸出型の企業におんぶにだっこという状況は、これはある意味、非常に特異というか……。

もっと強い言い方をすれば、全国的な産業の構造からしても、山梨県は異常なところであるということ。ですから、こういう短期間の中で雇用対策を打つようなときに、なかなかこういうことはすぐには出てきませんが、ふだんからぜひ商工労働部を中心に、例えば盛んに知事もおっしゃっている観光でありますとか、農業でありますとか、やはり1,000億円、2,000億円ぐらいを生み出してくれるような、山梨県の中で新たな柱というものを、もちろんジュエリーというようなかつて大きな産業であったものを、もう一度ジャックアップしてあげるといっても大切でしょうけれども、そういう産業構造の多様化というんですか、もう少し柱を何本かつくっていかないと、この先、非常に厳しいなという感じを、ここ一、二年、私は強く持っています。

あまり大きな話を長々しても申しわけありませんので、部長、今お話しさせていただいたようなことで、商工労働部にはぜひそういう大きな問題の認識を持ちながら、頑張っていたきたいという私の考え方なんですけれども、いかがでしょうか。

丹澤商工労働部長

県内の産業構造は、輸出企業が牽引をしているという特殊性があって、それが今回のリーマンショックで直撃を受けて、そのへこみ方も全国以上に大きかったという御指摘であろうかと思えます。であるから、輸出関連のみに頼るのではなくて、もっと幅広く産業の新しい分野も開拓したらどうかという御指摘かと思えます。山梨県の製造業の中で、機械電子工業関係のかなりの部分が輸出関連型ですけれども、それが占める比率は御指摘のとおり、確かに全国平均よりもかなり高いということをごさいますして、リーマンショック前でいいますと、二兆数千億円というふうな工業製品の出荷額があったわけですけれども、平成21年度はそれが1兆8,000億円程度に激減したということもごさいます。ということで、山梨県の経済は日本の中でも特に輸出関連のものづくりが優勢である、多いという御指摘のとおりであります。

こういう状況の中で、現在、県では知事政策局が中心になりまして、産業振

興ビジョンというものの策定を行っております。この中では、当然、現在、集積している機械電子等のすぐれた技術・技能をも生かすし、新たに観光であるとか、福祉であるとか、医療であるとか、農業を利用した六次産業であるとか、あるいは、民間のコミュニティビジネスと申しますか、そういうソーシャルビジネスというものも振興を図っていこうということで、産業振興ビジョンの中では従来の輸出型ものづくりに特化した産業形態を、もうちょっと幅の広いもの、すそ野の広いものにしていこうということで、現在、産業振興ビジョンの策定に取り組んでいるところであります。それが形を見せた暁には、商工労働部も策定に加わってもいるわけですが、県内の製造業、あるいは、商工労働部の立場で申しますと、いわゆるものづくりが中心でございますが、機械電子といった輸出型、あるいは、ワイン、ジュエリー、織物といったものも含めて経営革新を図って、こういう世界の経済構造が変革しているようなときに、山梨県民がこの地でも暮らしていけるような産業構造への対応を全職員が一丸となって進めてまいりたいと考えております。

委員御指摘のように、当面の対応とすれば緊急雇用対策、これは1年間に二千何百人という雇用を生み出しておりますので、非常に有効な制度だと思っております。10年前の緊急雇用というのは、私もある村に出向しておりますが、県からただで使えるお金があるからどうだという話もございましたが、したのは農道の草刈りとか、本当に後に残らない、先へつながらないもののみでした。しかし今回の重点分野の雇用創造というのは、望月課長からご説明申し上げましたけれども、成長分野にある程度労働力を投入して、この制度が終わった後も、その全部というわけにはいきませんが、継続した雇用につながるという方向の努力をいたしておるところでございますので、緊急雇用対策も含めて雇用をつなげる、雇用を拡大するという趣旨で努力をしてまいりたいと思っております。

森屋委員

ぜひ頑張ってくださいと思います。最後になりますけれども、この中の渡辺委員長と土屋委員などと一緒に行った記憶がありますが、札幌市に行ったときにすごいショックを受けたことがありまして、札幌市というところは人口が恐らく150万人以上の大都会だと思います。そのときに札幌市の市役所の職員の方々とディスカッションしましたが、札幌市の製造品出荷額がその当時約7,000億円というお話でした。私は聞き返しました、「もう一度言ってください」と。今、部長がおっしゃったように、そのときの山梨県は、わずか八十何万人の人口で、たしか2兆4,000億円ぐらいの製造品出荷額がありましたから、人口150万人の札幌市で7,000億円ということで、私は聞き間違えたと思いました。札幌市みたいなところでは、主に農産物みたいな加工品の製造業みたいなものしかないんですね。ですから、私はそのときに改めて山梨県の姿を強く認識しました。

このことも含めて、そういう地域でもやはり1つの地域経済というのは成り立つことができるんだということで、日本じゅうには恐らく私たちの勉強になるような地域が数多くあると思います。ぜひ今の山梨県が長い歴史の中で置かれてきたここだけに固執するのではなくて、やはり他を知ることによって、それぞれの地域ではどういう経済構造をつくって、地域経済を安定化させているかということ、ぜひ職員の皆さん方には目を広くして勉強して行って、こういう大変な危機の時代ですけれども、乗り切っていただきたいと思っております。長いお話をして済みませんでした。以上で終わります。

(地域経済対策協議会について)

土橋委員

今、産業振興ビジョンの話が出ましたから、ちょっと質問したいんですけども、この間、新聞に地域経済対策協議会ができたというようなことが書いてあったんですが、そのメンバーの名前は、公表されないものなんですか。

佐野商工企画課長

地域経済対策協議会ということで開催しております、これは平成20年8月から開催しております。そして、今、委員御指摘になりました委員でございますけれども、これは趣旨といたしまして、経済団体等が一堂に集まりまして、経済情報とか、雇用の状況とか、そういうことにつきまして情報交換をしたり、意見交換をするという場でございます。メンバーにつきましては、日銀の甲府支店長さんを初めといたしまして、政策金融公庫の支店長さん、それから、中銀といった金融機関、それから、中央会とか商工会連合会、甲府商工会議所といった経済団体、それから、県、山梨総合研究所というようなメンバーで構成されております。

土橋委員

参加メンバーとか、団体の名前が出ていなかったから、ちょっとどんなところかなと思ったわけなんですけれども、私の参加している団体に中小企業家同友会というところがありまして、それはまさに多いところで200人ぐらいで、もう本当に一人親方で2人、3人でやっている人たちが3会場を使って、毎月、合計3回、今こういうことで悩んでいるとか、そういう場合こうしたらどうかとかいう勉強会をやっているわけなんです。そういうところを一番把握している、例えば代表の方とかを、そういうメンバーに入れると、今の2人、3人でやっていますとか、5人、10人でやっていますというようなところの意見もかなり聞けるような気がするんです。そういうところが一番大事ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

佐野商工企画課長

中小企業家同友会の皆様方は、例えばこの12月4日、5日に、アイメッセで企業とのマッチング会とかを大々的にやって、県も後援させていただきました。また、いろんな会の総会とかにお招きをいただいているような状況でございます。そうしたことで、今後もそういう連携を強めていきまして、そういういろいろご意見を伺うような機会を設けることについて検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

土橋委員

4日、5日、私はそこに行っていなかったんですけども、アイメッセで、二百何十社あるんですが、75社くらい、本当に煮貝屋さんから、クリーニング屋さんから、保険屋さんから、私のところの貴金属も、スーパーの中で貴金属を売っても売れないなと思いつつも参加する。要するにそのところがにぎわうだけでもということで、参加させていただいたんですけども、かなりの人が集まってくれて、ビジネスマッチングという名目でやったわけなんです。本当にいろんな中小企業が頑張っている団体なんですけれども、合同例会だとかに県から来ていただいたり、本当に協力はいただいているんですが、そういう対策協議会みたいなのに、こういう話がある、こういうのはどうなんですかということをお伝えられる人がだれか一人行くということも大事かなと思います。ぜひ御検討いただきたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

それから、後で私に、メンバーというか、団体の名前が全部わかりましたら、

教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

渡辺(英)委員長 今のメンバーについては全員に。

佐野商工企画課長

はい、承知しました。

(高校生の就職支援について)

進藤委員

高校生の就職のことでお伺いをいたします。来年3月卒業生の就職希望者の内定状況は、9月末時点で昨年9月末に比べて、内定者数が100人以上ふえたということです。高校生の場合、就職は学校推薦ということで行われているわけですが、この学校推薦が9月中旬に解禁されて、企業の採用試験や面接が実施されるということをお伺いしております。この前のデータは9月末のデータですから、それ以後、最近になっての内定者数は増加したのではないかと思います。その状況がわかりましたら教えてください。

望月労政雇用課長

9月末で100人以上、実際の内定状況で申し上げますと、9月末が内定者数538人ということで、昨年同期が424人ですので、114人増加しております。次の内定状況の調査が11月末時点、奇数月ごとにやっておりますので、これが12月中旬以降、公表となります。まだちょっと正式な数字は申し上げられませんが、昨年11月末現在の内定者数が787人でした。これよりふえるという想定でおります。はっきりした数字は申し上げられないんですが、これを上回るということになるかと思っております。

進藤委員

本当によかったなど、どんどんふえていってほしいなと思います。初めて就職する夢を持っている生徒ですから、早く内定されると本当にいいなと思います。

この高校生の希望する就職先は、製造業が50%ぐらい、サービス業が25%ぐらい、卸・小売業が10%ぐらいということで、企業側の求人の状況とほぼ同様の傾向というようなことでしたが、また、12月中旬から2回目の求人要請を行うとしているようですが、どのように進めていく予定でしょうか、教えていただきたいと思います。

望月労政雇用課長

12月15日に合同就職面接会、高校生の部分も含めまして実施いたします。これを踏まえて、あと高校に配置されております就職支援教員とか、校長先生方からも、今、高校教育課で情報をまとめていただいております。未内定者の希望する業種を調べまして、その未内定者の希望に沿った形で、今後、12月中旬以降から1月末まで求人開拓をしたいと思っております。今度は企業のターゲットを絞りまして、今、実は工業系はなかなか好調でございますので、未内定者、内容的には事務系といいますか、営業とか、サービス業とか、販売とかいった工業系以外のところがちょっと苦戦をしておりますので、そういった企業を選定いたしまして、未内定者の希望する業種を集計し、訪問先企業を選びまして、求人開拓をしていきたいと思っております。それで2月9日に最後の就職面接会をもう一回やります。そのところまでに参加企業を集めまして対応していきたいと思っております。来年の2月9日に最終の就職面接会があ

りますので、求人開拓をして2月の面接会で対応したいという予定でございます。

進藤委員 その参加状況ですが、未内定者はどのくらいの数があるんですか。あまりまとまっていますか。

望月労政雇用課長

9月末の時点で就職希望者数が1,199人、内定者数が538人でございますので、この差が未内定の状況でございます。11月時点でさらに内定者数がふえますので、今のところちょっと正確な数字を申し上げられませんけれども、11月末時点で200人を切るのではないかという想定はしております。昨年も11月末からどんどん減っていきまして、3月末の最終の状況、ことしの3月卒業者について申し上げますと、就職希望者数1,027人、内定者数959人で、これはハローワークに求人票を出した方ですけれども、68人の未内定ということになっておりますので、昨年よりも未内定者数は少なくなる方向で、今、一人でも多く内定を取りつけるように頑張っております。

進藤委員 そういふことのようにですが、できるだけ早く決まればいいなと思うんですが、職種をもっと幅広く、例えばサービス業といっても、農業関係のようなどころとの連携というようなことはどうなんでしょうか。労働局のほうでは、企業関係だけですか。

望月労政雇用課長

求人開拓につきましては、商工労働部の範囲だけということは一切ございません。建設業者にも行っておりますし、農業関係も回っております。いろんな業種でニーズに応じて回りますけれども、希望が多い順に回っておりますので、これからやるものについては未内定者の希望業種に沿った形で、サービス業、あるいは、美容院とか、そういうところも開拓したいという予定でございますので、かなり細かくなってくると思います。

進藤委員 どうもありがとうございました。できるだけ求人側と職を求めている側のマッチングをうまくするように、できるだけきめ細かくお願いいたします。

主な質疑等 観光部関係

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第99号 指定管理者の指定の件

質疑

高野委員 一昨年、大々的に指定管理者の制度をつくってやったんだけど、今回、この指定管理者制度というのは、そういうやり方とちょっと違うし、いつから指定管理者制度でやったんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

これは他の施設と同様に平成18年度からやっております。そのときに、3年指定管理する施設と5年指定管理する施設がございまして、公募でやるものにつきましては、基本的に3年、そして、今回のように公募によらずにやるものにつきましては5年という当初方針がございましたので、それで5年という格好になっております。

高野委員 18年度からやっているというんだな。

望月観光企画・ブランド推進課長

はい。

高野委員 ちょっとよくわからないんだけど、年度平均1,000万円、5年で5,000万円だけでも、この紙だけではどこの業務まで、どういうふうにしていくかということがよくわからないんだけど、その説明をちょっとしてくれないかな。

望月観光企画・ブランド推進課長

委託している業務につきましては、具体的に言いますと、1階の展示・販売をしている施設、そして、2階に会議室があるんですが、その部分について委託するような格好になっております。そして、具体的な業務は展示の業務、会議室の貸しつけの業務、そして、建物の清掃等の維持管理、そのような部分を委託することとなっております。

高野委員 運営費は年間平均1,000万円できるとは思っていないんだけど、その辺の組み合わせはどのような組み合わせでやっているの？ 例えば、1.5人もしくは2人あれば人件費だけで飛んでしまうよね。だから、その辺もうち

よっと説明して。

望月観光企画・ブランド推進課長

郡内地場産業振興センターには、先ほど提案説明で申しましたように、財団所有の部分と県有の部分がございます。そして、県有の部分については指定管理を出しているわけですが、もう一方、財団法人がございまして、そちらのほうに補助金が出ております。それでトータルで施設を運営しているというような格好になってございまして、その人件費などにつきましては、当然、一人分を丸々見ているわけではございません。あそこにいる法人が片手間といえますか、そういう格好でやっているわけですから、この金額になっているということでございます。

高野委員

では、地場産センターの全体の運営費はどのくらいになるわけ？

望月観光企画・ブランド推進課長

全体としましては、支出の合計が1億円ほどになっておりますが、指定管理の部分、そして、県からの補助金、そして、市町村からの補助金、また、あそこに売り上げがございまして、それらのトータルで賄っているようなことになっております。

高野委員

全体の運営については1億円かかって、1年のことを言っているのか、5年のことを言っているのかわからないけれども、全体の運営の部分のこの分野とこの分野だけ、先ほど言った1階のお土産屋、2階の貸し館、そういうものだけについて地域産業振興センターがやっているという意味？

望月観光企画・ブランド推進課長

その部分について指定管理という格好で出しております。当然、指定管理を出しているんですが、財団法人のセンターといたしまして、あそこの展示もやりますし、また、販売もやっているという、あわせてやっているという格好になっております。

高野委員

それはわかるんだけど、ただ、振興センターでどういう分野を扱っているかということになると、先ほどお土産屋もあり、貸し館もあり、その管理もあり、清掃もありということであると、1つのお土産屋についても、振興センターでやっている部分と違うほうの財団が管理してやっている部分がなければ計算が合わないよね。多分、そうだと思うんだけど、ただ、年間1,000万円でこの振興センターの指定管理者ということをやっていると、では、振興センター全体の指定管理者なのか、それとも同じものが幾つかあるということで、どこが主体でやっているのか。

望月観光企画・ブランド推進課長

全体を財団法人の地場産業振興センターが管理を行っております。食堂を除きまして全体をすべてやっております。

高野委員

では、全体をやっているということであれば、この指定管理者制度でこれだけの委託料を払いながら、さらに富士吉田市の補助金をもらったり、ほかのところの補助金をもらいながら、最終的には年間1億円かかる運営をしているという意味でいいのかな。

望月観光企画・ブランド推進課長

はい、そういう格好になっております。

高野委員

私はかねがね思っているんだけど、今、天気予報でも何でも山梨県東部・富士五湖地方、また中西部地方とやるんだけど、これも同じように郡内の格差なんて言われているときに、この名称というのは少しは、今、県は考えるときではないかなと。国中とはほとんど言わないよね。だから、こういう公共の施設へ郡内とかというふうなものをつけるというのは、今、時代が変わっていくときに、東部・富士五湖地方地場産業振興センターでは、なんとなくわかるような気がするんだけど、やはりそういうものは、今、観光という分野で、一生懸命、例えばよそに対していろんな発信をしていると。そういうときに、郡内とか、国中だとかという言葉は、もうそろそろ陳腐にするべきではないかなと思っているんですけども、その辺については感覚的にはノーだよ。全然感じてないよね。部長に一言言ってもらって、もうそれ以上質問しません。

後藤観光部長

地場産業振興センター、御承知のとおり、3センター含めまして、今、いろいろ経営のあり方も検討している最中でございます。そういう中であって、今、高野委員のおっしゃるような、いわゆる名称、確かにいろいろあるかと思いません。基本的には地元の意見を今後聞く中で、そういうような名称、それから、発信のあり方についても、あわせて検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(観光振興に関する条例について)

浅川委員

先般の本会議の中で、知事が「おもてなしのやまなし観光振興条例」というものを、来年中に制定するというような発言があったわけですが、これについて、先般、県民の意識調査をしたという話を聞きましたが、説明をしていただきたい。

望月観光企画・ブランド推進課長

おもてなしに関する県民意識調査につきましては、本年の7月、無作為抽出の2,000名の県民に対し実施したものでございまして、914名の回答を得ております。意識調査では「山梨県の観光が活性化していくため地域のもてなしが重要になると思いますか」という問いをしております、「とても思う」という方が36.8%、「思う」という方が51.4%、合わせまして88.2%、約9割の県民の方が観光におもてなしが重要だと思っているという結果となっております。

その一方で、「おもてなしにつながる取り組みを実践していますか」という問いをしているんですが、実践している方は19.6%、約2割という結果に

なっておりまして、実践していない方が74.2%となっております。おもてなしがとても重要だと答えた方であっても、実践しているのは33.6%にとどまっているという結果でございます。

そして、おもてなしをしている方に「どのようなおもてなしの実践をしていますか」という問いをしているんですが、その中で地域の農産物を販売する施設で皆さんに提供しているとか、歩道などを清掃したり気を配っているという方、その他、郷土食や特産品や地域の自慢のものを提供しているとか、道を行く人たちにあいさつができていているというような回答が、やっている方では多くなっております。

また「観光の活性化に重要となるおもてなしとは何か」というような問いをしているわけなんですけど、地域の美化、地域の特徴的な景観の保全、郷土食や特産品の提供、観光ボランティアなど地域の特長等の紹介、道行く人へのあいさつ、こういうことをやったらどうかというのが多い回答となっている、以上、そのような結果となっております。

浅川委員

知事が条例を制定すると決めた経緯の中には、この意識調査があったと思うわけですが、観光もそうなんですけど、言うことは非常に簡単ですが、行動に移すということは大変なことでもあります。そうした中で、なぜ、今回、条例の制定を目指すということに踏み切ったのか、説明をしていただきたい。

望月観光企画・ブランド推進課長

観光が従来の団体型から個人型へ移っていると。そして、最近、交流型というふうになんぞが変化しているわけなんですけど、観光客と県民が触れ合う機会が非常に多くなっていくんだらう。また、そのために観光客に満足していただき、繰り返したこの山梨を訪れていただくためには、地域のおもてなしというものが非常に重要になっていくんだらうという考えがございます。しかしながら、先ほどの意識調査でもありますように、観光地の地域のおもてなしというのは非常に大切だということはわかってはいるんですけども、なかなか実践はできていないという現状がございます。

そこで、何らかの県民のおもてなしの実践活動というものにかかわっていただきたい、そういうことが必要であるということから、県民の実践活動を促すのに条例というのが影響力が大きいんだらうと。また、おもてなしというのは一朝一夕にできるものではなく、長い間、取り組んでいかなければできないものだらうということで、長期継続的な性格の強い条例に合うと。こんなことを考えまして、県民と一体となっておもてなしに取り組んでいこうと考えたものでございます。

浅川委員

条例をつくることは非常に結構なことですし、山梨県は、全国でもかなり早い段階に観光部というものを立ち上げた。また、いろんな中で観光立県ということもずっと主張してきたわけですが、そういう流れの中で、若干、遅かったかなとも思うわけですが、こういった条例について山梨県が制定するのは、全国的には何番ぐらいですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

現在、観光に関する条例を19の道と県でつくっているような現状でございます。

浅川委員

順番は大体わかりましたが、県民と一体となっておもてなし事業を進めてい

きたいという、今、お答えのようですが、たまたま私もちょっと朝日新聞の18日の記事を見たんですが、この条例についてどのような枠組みでこれから進めていくのか、その辺だけちょっと説明していただきたい。

望月観光企画・ブランド推進課長

まず、今後、検討すべき事柄でございますが、他県の条例の例などを見ますと、まず1つは県の責務であるとか、県民の役割、このようなものが規定されているのが一般的でございます。そのようなことから、県民の役割というような規定を設けまして、その中で県民に温かい心を持って、観光客におもてなしをしていくように努めてくださいというような規定を設けることが想定されるところでございます。また、おもてなしを続けていくことをどう反映していくかということにつきましては、条例ですので、なかなか細かいことまで書き切れないんですが、基本的な考えですとか、施策の基本的なものを規定していくんだろうと考えております。

浅川委員

私、答弁のときあまり細かく聞き取れなかったものですから、この朝日新聞を見ると、県によると条例の柱は、1が富士山や八ヶ岳の景観保全や美化活動による美しい「よそおい」、これは(外観)と書いてある。2つ目がワインや果実などの地域資源を活用して、味わってもらう「しつらい」、その下に(交流)ということが書いてあって、3番目が県民による温かな「ふるまい」(心)、この辺が多分一般的にいうホスピタリティという言葉ではないかなと思うんですが、大体この枠組みで進んでいくんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

今、委員の御質問にあった「よそおい」、「しつらい」、「ふるまい」の3つが本県の進めていきたいおもてなしということでございますが、その美しい「よそおい」は富士山や八ヶ岳の景観を保全して、眺望を確保するというような美しい景観づくりの部分であると思っております。そして、また特徴ある「しつらい」はワインや果物、本県の地域資源を活用して実現していくもの。また、県民の温かな「ふるまい」はホスピタリティの醸成、ホスピタリティを高めるといことなんだと思うんですが、先ほど言いました条例の中には、施策の基本の方針みたいな部分があるかどうかと考えられますので、その中に美しい景観づくりであるとか、地域資源の活用をしていくとか、ホスピタリティを醸成していくというような趣旨の記述をしていくのではないかと考えているところです。

浅川委員

大体わかったんですが、今、この1、2、3に対して全体をホスピタリティと言っているようですが、この1個1個について例えばもうちょっと細かく、今、考えがどういうふうにあるのか。ないのであれば、また私どもも若干提案もさせていただきたいと思いますが、その辺のこれからの枠組みみたいなものがあったら教えていただきたい。

望月観光企画・ブランド推進課長

条例につきましてはそう細かいことはちょっと書けないだろうと思っております。それで、おもてなしをしっかりやっていこうというような部分、理念の基本施策の部分、そして、実際にこれに伴っていろんなおもてなしの事業とか、景観整備の事業をやっていく必要があるんだと思っております。それにつきましては、地球温暖化対策条例のときもそうだったんですが、条例の理念を実現するための計画というようなものをその下でまたつくる。そして、その計画

の中でいろんな具体的な施策であるとか、具体的な事業を書き込んで、実際、その事業の中で県民の皆さんと一緒にホスピタリティの向上等に努めていく格好になるかと思っております。

浅川委員 条例というのはよく私にもわからないんですが、市町村とのかかわりというのはどのようになっていくんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

市町村も県全体の観光振興を図っていくための、1つの大きな役割を果たしていかなければならない、役割を持ってもらわなければならないと思っておりますので、それも先ほど申し上げましたように、いろんな県の責務、市町村の役割、県の役割、そういうものを条例の中で明示して、一緒に連携しながら取り組んでいくんだというふうに考えております。

浅川委員

12時までだからあまり時間がないから、ざばざばとしか、私、質問しませんが、提案になるかもしれませんが、お答えしていただきたいと思います。まず1番の外観の部分ですね。これは今こういう世の中が低迷していて、観光も低迷して、なかなかやはりハード的なものをつくっていくなんていう時代ではないんです。だから、地域の人たちが一生懸命清掃もやっています。口だけではなくて実際に汗をかいている人たちもいっぱいいます。その中で、今、一番困っているのは、廃屋だとか、もう10年も20年も前に終わったところの看板ですよ。これをどうやって撤収するかということも何か考えがあったら言ってください。

望月観光企画・ブランド推進課長

個々具体的な話になりますと、例えば県土整備部に景観づくり担当の部署がございます。そういうところと連携しながら、いろんな看板の撤去みたいな話もあるかと思うんですが、そうやって県庁の中で総ぐるみで、いろんな部署と連携しながらやるということで、観光部で今それをどうしようということはまだ検討はしておりません。

浅川委員

観光部の中には県土整備部の方もいらっしゃいますよね。そういう部分でいうと、よそへ振るのではなくて、具体的に県で出していかなければ、本当に山梨県内の各観光地が撤収することができずに困っているはずなんです。こういうところにやはり条例をつくっていただいて、一度には難しいでしょうけれども、少しずつ、では、ここで国道端をまずやるとか、県道端をやろうとかと決めていかないと、これは、もう持ち主がない。当然、建物についても看板についても所在がわからないような部分が多くて困っているんです。これは外観でいいところを突いているなと思った。その後は地域の人たちがごみを拾ったり、草を刈ったり、幾らでもしますけれども、それについてどうですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

今のような具体的な施策をどうしていくんだというお話だと思うんですが、条例は先ほど申し上げましたように、美化を、景観保全をしていこうということになるかと思うんですが、それにつながる推進計画と申しますか、その中にそのような事業を実際にどうやるんだということを位置づけながら、まず進めていくようなことにしたいと考えております。

浅川委員 それは全体があるから、今、部長に聞いてもしようがないんだけど、力強くこの部分は入れないと、本当にどうにもならぬ。部長、ちょっと。

後藤観光部長 今、廃屋、空き家対策は非常に重要で、実はまさしくもう既に各市町村でも、大体、持ち主のわかっているところについては、いろんな形の中でそのあっせん等も行っていることは承知しております。ただ、今、委員からせつかくご提案がありましたので、今後、来年度に向けて各方面でさまざまご意見を伺いながら検討していく中に、ぜひ参考にその項目も入れながら検討させていただきたいと思います。

浅川委員 では、次の2つ目の枠組みであります「しつらい」、交流についての意見を述べさせていただきますけれども、1番目の外観については、部長、これは本当に一番重要な部分ですので、くくってやるのは難しいかもしれないですが、ぜひ入れていただきたいと、これは要望しておきます。2番目の交流につきましては、私も本会議で特に国際交流についての、インバウンドについての中で提案もさせていただいたわけでありまして、この山梨県も7つくらいのところと交流していますよね。なおかつ各市町村も、大体1つとか2つくらいは交流しているんです。この人たちはもっと先に交流もしているし、文化交流もしているし、それから、ホームステイだとか、相互に行き来をしているんですよ。これは、かなりおもてなしという部分が実はできているんです。だから、その辺をやはり、今後、この条例の中にも入れながら、なおかつ来た人たちに、例えば富士山の写真だとか、山梨というような部分で差し上げていただくとか、それから、県内に来たときには、こことこここは山梨県の代表的なコースですよというような提案を市町村にすれば、市町村もそのコースを、多分、使ってくれるのではないかと思いますので、その辺は交流の部分で入れていただきたいと思いますが、どうですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

今後、条例、そして、それに基づく計画をつくる中で、十分そういう具体的な事業も考えていきたいと思っています。

浅川委員 ここでこの部分を終わらせてしまうと、ちょっと締まらないですが、これは、多分、観光の今までの分野の中で、市町村との連携がうまくいっていないんですよ。うまくいっていないというより、ばらばらでやっているから、ここをやはりつなげることが、この山梨県の本当の意味の観光振興につながっていくんだろうと思うんですが、この辺の部分を、例えば条例の中に何らかの形で文言に落とすことができるのか、そのことはどうですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

基本的な考え方として、条例には基本的な事項、それに基づくものを推進計画に落として考えていきたいと思っています。その役割分担にも同様にそのような考えでやっていきたいと思っています。

浅川委員

どうもありがとうございます。3つ目が県民による温かな「ふるまい」、心と行動ですね。これは、多分、いろんなところで単体では講習会というんですか、そんなことをしていると思うんです。でも、せつかく県がこういう形で条例に落とすのであれば、強制的に接遇講習みたいなものをして、一日だか、二日だか、それはわかりませんが、プログラムを組んで、認定証をその施設なり

団体に差し上げるような1つのマニュアルをつくって進めていったらいかがかなと思いますけれども、どうですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

県民以外にも当然ホテルとか、そういう団体にも接遇は大切だと思っています。こういうホテルのサービスを向上するような事業も、当然、今後、考えていかなければならないと思っていますので、今後、検討させていただきたいと思っています。

浅川委員

検討させていただくなんていうね、それはこれから先に向かっていくことだから、一番大切なことでしょう、この接遇という部分が。これはお金も何もかからないですよ。接遇する人たちがハートをどこで売っていくかということですから、必ずやっていきますぐらいのことを言っていたかないと、条例というものに対する認識というものが、非常に軽いのではないかと思うんですけれども、部長、その辺もちょっと答えてください。

後藤観光部長

今、3番目のお話、それから、先ほどの市町村との連携は非常に重要な考えだと思います。したがって、廃屋のこともそうですが、市町村との連携をどう密にしていくか。具体的な方法も含めて、それから、さらに、今、委員がおっしゃったような接遇講習をどういうふうに進めていくか。それも委員の意見をぜひ参考にさせていただきながら新しい条例、それから、推進計画に反映させていきたいと思っています。

浅川委員

ぜひ。それと、こういう条例の中で、例えば看板の問題、いかがわしい看板だとか含める中で、そういうものの罰則みたいなのは、どのように考えるんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

まず当然のことながら、おもてなしをしないからといって、それを罰することは考えてはいないわけなんですけど、ほかに罰することができる行為、例えば、何でしょうね、観光で個人の行動を罰するという部分はなかなか難しいというか、心の問題を罰することは難しいんだとは思っております。

浅川委員

今から来年に向かって条例をつくるわけですから、全国でも先例があると思いますから、その辺はもう勉強しましたか。

望月観光企画・ブランド推進課長

課内ではそれに向けて準備を始めております。

浅川委員

全体のことは大体よくわかりました。来年度中ということですので、これから今後のスケジュールですか、どういう段取りでどういうふうに進めていくのか、その辺のスケジュールがわかりましたら教えていただきたい。

望月観光企画・ブランド推進課長

まず条例の検討委員会を立ち上げてやっていきたいと考えております。検討委員会につきましては、当然、予算のあることですから、また予算審議の中でもご判断いただかなければならないものでございますが、それが4月になるか、6月になるかということがありますが、できるだけ早く立ち上げて、年度内

に条例を制定したいということで、年度内といいますと12月か、2月かになるかと思えます。そのようなことで進めて、そして、さらにまた検討委員会を進めて推進計画をつくりまして、再来年度に実施をしていくような格好を考えております。

浅川委員 知事がここまで言っているんだよ。条例つくりますという流れの中で、ことし中に検討委員会をつくって、来年度中、そんないいかげんなもんかい。

望月観光企画・ブランド推進課長

手続として、今、申し上げましたように、検討委員会をつくるということがありますと、予算の絡みがございますので、それで皆様にそこで御審議いただかなければならないものですから、早い時期につくって、来年度中につくっていくということでございます。

浅川委員

検討委員会に予算がどれだけかかるかわからないけれども、先ほども違う委員会で違う委員も言っていたけれども、この山梨の今の現状を本当に強力に推進していくには農業と観光しかないだろうと思えます。それで、そんな莫大な予算も食うわけでもないのに、大勢の皆さんがどうのこうのなんて、そんなにその辺を重く見ているんですか。

望月観光企画・ブランド推進課長

当然、予算もあることですので、皆様方の御審議をいただかなければいけないということで、そういう発言をさせていただいているところでございます。

浅川委員

ぼちぼち時間ですから締めにかかりますが、これだけのことを言っている以上は、本当に、部長、この部を挙げてもう早速にもフレームをつくって、これで行きましょうということを緊急にやってください。山梨県を本当に上向きにさせる筋道になっているわけですから、そんなにいいかげんな部分ではなくて、本当に全国に先駆けるくらいな条例ができるように進めていってほしいと思いますし、これが本当の意味の山梨観光の推進力になっていくんだろうと思っていますので、その辺、最後でございますが、部長の決意も踏まえて発言をお願いします。

後藤観光部長

いろいろ本当に参考になる意見をいただきました。今後このおもてなしに関する条例の制定に向けまして、早速にも部内の検討も含めまして、各方面からさまざまな御意見を伺い、そういう中で山梨ならではの特徴を生かせるような、そういった総合的なおもてなしの向上が図れるような、より望ましい内容となるような条例づくりをできるよう、鋭意、検討を進めてまいりたいと思えます。

森屋委員

今、準観光カリスマの浅川力三委員の力説のとおりなんです。先ほどの委員会でも話をさせていただきましたように、これからの山梨のいろいろな産業のシーズという意味では、もう観光がとにかく大きくなったのが、これは全く不可能ではなくて、十分、その可能性のあるところだから、どうしてもこれはやっていたかなければいけないところです。

委員長、これは提案なんですけれども、今のスケジュールでいくと、来年度、この条例の本格的な議論、どうしても従来の条例というところから出てくるときには、ある程度固められたものがあって、なかなかそこに私たちがコミットすることができないという部分があります。来年になると私たち自

身もこの場に座れるかどうかもわからないところではありますけれども、ぜひこのことはその過程において、やはり議会として大いに、今の浅川委員のおっしゃるようにコミットして行って、いろんな意味ですばらしい条例をつくり上げていく必要があるのではないかと思います。

この間の本会議では、そういう意味では、議員も何かの審議会の委員へ入るなんていう、昔の時代に逆行するような発言もありましたけれども、むしろそういうことではなくて、議会は議会としての位置づけの中で、そういう条例づくりの中に意見を述べていく場面をやはり担保していく、確保していく必要が、私は今の浅川委員のいろいろな、本当に現場の感覚をもとにした意見を聞いて強く思いましたので、ぜひ、委員長、次に続けていくような何かを残して行っていただきたいと思いますので、御検討をまたお願いいたします。

渡辺(英)委員長　今の森屋委員の発言に関しましては、また協議していきたいと思いますので、その節はよろしく申し上げます。

森屋委員　前向きに申し上げます。

主な質疑等 農政部関係

※第94号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第100号 指定管理者の指定の件

質疑

進藤委員 よろしくお願ひします。指定管理ということで、山梨県子牛育成協会に委託するということですが、まず子牛育成協会の設立の経緯を教えてください。

白砂畜産課長 山梨県子牛育成協会は昭和52年に設立されまして、県の100パーセント出資の法人でございます。業務としましては、県内の肉用牛や乳用牛の農家からの預託牛を、夏は放牧、冬は牛舎で飼育管理を行っております。それからもうひとつあるのが、肉用牛ですが、200頭の黒毛和牛の母牛を飼っております。それで、繁殖をいたしまして、生産した子牛を県内の生産者に売却をしております。これらの業務を子牛育成協会が受託いたしまして、管理運営を行っております。職員は24名でございます。今回指定管理者になりますのは、2期目でございます。

進藤委員 冬の飼育というのは個人ではなかなか難しいようですし、乳を搾らないときは預けて大変助かるというような畜産農家からお話を承っていますが、そういう点で、広い牧場を管理しながらの飼育というのは、畜産農家にとっては大変ありがたいことです。

また、大変専門的な知識を必要とするものですから、ある程度の研究の積み重ねが必要だと思っております。そういう点で、職員の研修はどのようになさっていますか。

白砂畜産課長 職員は人工授精師の免許を所有しておるものが大部分でございます。獣医師は3名おります。

研修につきましては、県内研修はもちろんですが、公立の牧場の技術者の研修がございますので、希望者についてはそれに参加するように案内をしております。

進藤委員 ありがとうございます。県のほうでもしっかり指導していただいて、ともにいい牧場としていただけるように願っているところですが、最近、朝鮮のほうですか、また口蹄疫が発生したというようなことがございますので、この間、訓練をなさったそうですけれども、その辺の管理などについてもぜひ

ろんな面でやっていただきたいと希望いたしまして、終わりたいと思います。

高野委員 ちょっと教えてもらいたいですけれども、この委託料の年度平均1億9,000万円、これは5年間とって多分5で割った数字が1億9,000万円だと思うんですけれども、今までやっていた前回の、3年か5年かわかりませんが、その1年平均はいくらぐらいなんですか。

白砂畜産課長 前回、平成18年度から平成22年度までの年度平均でございますが、1億8,588万2,000円でございます。

高野委員 よくわからないんですけども、簡単に何がわからないかというところ、これで年度内に議決をしてやらないと、平成23年4月からは始まらないということなんです。この予算はあくまでも平成23年度予算ですよ。お金の問題は平成23年度から始まるということですよ。そうすると、今言った1億8,000万円が今までの1年間の平均だとすると、この1億9,000万円になった根拠というのはどういうところにあるのかな。

白砂畜産課長 ベースアップの人件費でございますが、特に上がったものが原材料費の肥料でございます。化成肥料等が高騰しておりますし金額が伸びております。

高野委員 給料が上がったという話があったんですけども、5年前と比べて、この状態の中で上がる計算式に本当になっているのかな。

白砂畜産課長 大変申し訳ありません。失礼いたしました。原材料費が734万円上がっておりますが、人件費につきましては411万9,000円下がっております。

高野委員 自分の言ったことに責任持てよ。給料が上がっているからと一番最初に言っていて、今度は給料が下がっているからなんて、そんな話はないじゃないか。ただ私はちょっと不審に思ったから、要するに前回の指定管理者制度の状況と来年度からやる状況というものがどういうふうに変うかと聞いたから、給料と言ってしまうから、肥料について値上がりしていると言え、言うことはないけれども、給料と言っていると、皆さん方だって、この12月から下がっているでしょう。そういうことまで考えれば、うかつな発言をするなよ。多分どこの指定管理者制度も、そういう形で契約金額が下がっていく中で、ここは上がっているから、はてなという気がしたんですけども。指定管理者制度の応募は、ほかにはないんだな。

白砂畜産課長 非公募でございますので、応募はございません。

高野委員 これ非公募なの？ だから上がったんだ。その辺についてはどうなの？

白砂畜産課長 そのようなことは、ございません。

高野委員 特にこの非公募の場合は、極端なことを言えば、農政部直属みたいな施設になっているんだから、その辺はよく考えて、前回1億8,000万円が1億9,000万円になったということで、県民は案外あれどうしてかなと見る向きもあると思いますから、その辺はしっかりしていただきたいと思います。答弁はいいから、終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-10号 TPPの参加に反対することについて

意見

土屋委員 請願者の願意については理解をするものでありますが、非常に難しい問題でありまして、これは山梨県で言う問題ではなくて、国のほうが明年の6月ごろまでにいろいろ決めるというようなことを報道で知り得ているわけでありまして、ぜひ継続で国の行方を注視しながら、議会の意思を決定されたらどうかと思いますので、継続でお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(花き振興について)

浅川委員 先の本会議で山下議員から花きの生産流通という質問がありました。私も改めてその部分を検証させていただくわけではありますが、ちょっとかぶる質問でもあるかと思えます。その辺を御理解いただいて質疑をしたいと思います。知事の答弁を見ながらお話させていただくわけですが、本県の日照時間だとか、小さな面積の中でも高収益を得られるということで、特にラン系ですね、私どものところは平地の部分と高所を使った生産をさせているわけでありまして。その辺のことについて、ちょっと質問していきたいと思えます。

まず第一に生産者の戸数というんですか、軒数は山梨県内にどの程度あるんですか。

西野花き農水産課長

山梨県内の花の生産者ですが、本年度調査されました農林業センサスによりますと、専門的に花をやっている農家が150戸ほどございます。

浅川委員 この間、知事の答弁の中でも、平成14年には最高で61億円ぐらいの売り上げがあったと聞いております。現在はどの程度ですか。

西野花き農水産課長

直近の生産額でいきますと、平成21年度は54億円弱ということになっております。

浅川委員 54億円ということは、この中で生産農家もかなり減少していますか。

西野花き農水産課長

5年前のセンサスでいくと205戸ですので、農家数も減ってきております。5年前ですから、平成17年が205戸です。今が150戸です。

浅川委員

総合農業技術センターを中心にいろんなことで努力をなさって、ニオイザクラだとか、クリスマスエリカだとか、そんな話は大体2つぐらいは私も承知しているんですよ。過去にどの程度のものをつくってこられたんですか。

西野花き農水産課長

代表的なものは今話に出ましたニオイザクラとクリスマスエリカですけれども、それ以外に宿根アスターというアスターがあるんですが、その新しい品種を出したりとか、最近ではクランベリーという、これも鉢花ですけれども、そういうものの開発とか、名前はあまり知られていませんがピラミッドアジサイとか、そのようなものの開発もやっていますし、さらにミニコチョウランの育成なども進めております。

浅川委員

今、アスターだとか、クランベリーだとかいう名前が出ましたけれども、この辺で現実のものとして市場に出ているのは、今のところ2つぐらいですか。

西野花き農水産課長

ニオイザクラにつきましては、山梨県が市場のシェアの6割を占める日本一の産地になってございまして、生産量で20万鉢ちょっとくらいになります。クリスマスエリカも量はまだ少ないんですけども、5,000鉢から1万鉢くらいの間で出荷がされております。クランベリーにつきましても、5万鉢くらいをめどに出荷を始めようという流れになってございまして、着々と出荷は始まっております。

浅川委員

頑張ってください。燃料が高騰した平成20年のときに、かなり花き農家が喜んだのがハウスを二重だとか三重にして、その年の燃料を押さえるということで、県のほうも確か補正予算も組んだようなことを記憶しているんですが、その辺の取り組みと成果みたいなものがあったら教えてください。

西野花き農水産課長

原油が高騰したことに対する支援としまして、平成19年と平成20年の2か年で支援をしてございまして、先にお話がありました、特に平成20年につきましては、補正予算で予算額が確か2億円くらいだったと思いますが、それは花だけではなくて、果樹とか野菜とか、施設園芸をやっている全般の方に支援をしてきました。花につきましては、2か年で18の集団、農家数で69戸の農家に対しまして、二重あるいは三重に敷く資材だとか、高効率の暖房機だとか、ヒートポンプだとか、そういうようなものを支援しまして、低コスト・省エネ化を支援してきたという状況でございます。

浅川委員

ヒートポンプを導入して喜んだなんていう話もありますが、その後、山梨県もグリーンニューディール計画の中で、ヒートポンプの導入を掲げられましたね。花き農家のヒートポンプの導入は何割ぐらいですか。

西野花き農水産課長

花の農家が69戸で、そのうち6割くらいの方がヒートポンプを入れており

ますので、花全体が、先ほど言いました150戸ですから、2割強くらいのところに入っています。これはこの場での推計ですので、おおむねということ。

浅川委員

そこで、これからちょっと問題に入ってくるわけですが、ヒートポンプの部分で、平成20年に峡北のほうの花の生産者とちょっと話をしたときに、当時1か月に大体東電の使用料が2,000万円、今現在、ヒートポンプで電気代が1,500万円かかるそうですね。その辺はCO₂の削減を踏まえる中で、今のところ、何か対策を考えていますか。

西野花き農水産課長

大手の加温機メーカーの試算によりますと、ヒートポンプを入れることによって、おおむね重油は1リットル50円くらいの値段で電気料と大体同じくらいの支出になるということです。現在、大体60円の半ばくらいということで、ヒートポンプを入れることによりまして、仮に10アール当たり1万リットルくらいの使用とすれば、コストは15万円から25万円くらいの軽減になっているということでございます。

浅川委員

こういう時代ですから、ヒートポンプを導入していくことは、大変いいことだろうと思いますし、そんなことで、これからもぜひヒートポンプの導入には県のほうも対応していただきたいと思います。

ところで、この電気代についてたまたまちょっと調べる中で、これは全国的にかなり問題になっているんですね。特に農業用の部分で、埼玉県の間議会会の質問の中をちょっと抜粋しますが、これも国に対する対応だと思いますので、この辺を調べながら部長が対応していただければいいかと思います。

「環境に優しいヒートポンプは、そのコストが経営上の重荷となっている。現在もかんがい排水等に限定された農事用電力がある。一般農家で使っている低圧電力料金の基本料金が1,071円のところ、農事用電力なら420円。7月1日から9月30日までの夏季単価の低圧が13円20銭に対して9円54銭、夏季以外の場合は低圧が12円16銭に対して8円84銭と、特別に安くなっている」ようです。

そんなことで、これは昭和に導入された料金ですが、東京電力が平成20年12月1日から夜間の暖房に電力を多く使う施設園芸農家にメリットがあるということで、農業用季節別時間帯別料金制度というものを新たに導入したそうです。その料金は夜10時から朝8時までの夜間は7月から9月の夏の期間、農事用電力料金の99.3%という水準だそうです。10月から6月は107.2%という料金となるようですが、今の夏は温暖化の影響でかなり暑く、冷房に使う電力では普通の料金より200円高くなっているということですので、夏の電気料を引き下げるように国に対して山梨県としても農政部長を中心にぜひ働きかけをしていただきたいと思います。それで、農政部長、若干その辺の前向きな対応の答えをお願いいたします。

松村農政部長

ただ今、農業に関する電気料の御質問をお受けしました。たしか農業用の電気料に関しましては、全国の各電力会社が近年、いろいろ支援の手をさし始めてきてくれ始めたという記憶を持っております。たしか2、3年前に全ての日本の大手電力メーカーが初めて農業用の料金を設定してくれたことも記憶に残っております。今御指摘いただいた施設園芸などに対する電気料のあり方ですけれども、まずは事実関係をよく調べさせていただきまして、また生産者の方々とも少し意見を重ねさせていただきまして、国への要望などが必要な場合は、

もちろん対応いたします。まずは生産者の方々、もしくは今の実態をよく確認させていただけないかと思っております。

浅川委員 ぜひよく調べて対応していただきたいと思います。
それで、この間の知事の山下議員への答弁の中で、とにかく花についてはいろんなところの中で頑張っていくと。あわせて特選農産物の認証をした花があるかと思えます。その辺の状況を教えてください。

河野農産物販売戦略室長

特選農産物の認証の関係でございますけれども、花きの関係につきましては2種類認証されております。1種類が先ほど委員もおっしゃいましたクリスマスエリカ、もうひとつがコチョウランという2種類が特選農産物の認証になっております。

浅川委員 基準はどんな基準ですか。

河野農産物販売戦略室長

たとえばコチョウランの場合ですと、基準はこうなっております。1鉢当たりの本数が3本以上、花の数が35輪以上というのが基準になっております。またクリスマスエリカにつきましては、円錐形が正しくなっているとか、花の分布が正しいというのが基準となっております。

浅川委員 きちんとした認証をして、商品として一流なものにということでは、かなり厳しい状況にあらうかと思えます。それは進めていただきたいんですが、認証はしたけれども、いろいろ生産者から聞くところによると、次の販売に対する支援があまりにも少ないではないかというようなことがあります。具体的にはどのような状況ですか。

河野農産物販売戦略室長

委員おっしゃいましたように、先ほどのコチョウランにつきましては、認証委員会の認証を経る中で認証の基準はつくっております。ただ私どものPRとか、そういう啓発がまずいのかわかりませんが、現段階では生産者がその基準に基づきました特選農産物のコチョウランを出荷したということはいまありません。ただ一方クリスマスエリカにつきましては、委員の地元の峡北と富士北麓地域で生産が行われ、出荷されている状況でございます。特に基準があって生産されないというのは、やはり何か私どものほうと生産者のほうでミスマッチがあらうかと思えますので、今後は、積極的に生産者のほうにメリットなどをPRする中で、有利販売の1つのツールとして利用していただけるように啓発していきたいと考えております。

浅川委員 啓発というか、たとえば認定したものであれば認定書をつけるなり、そういう形で具体的に何かやっていく予定はありますか。

河野農産物販売戦略室長

特選農産物につきましては、特選農産物のシールをつける中で、一般の農産物とは区別して販売しております。

浅川委員 最後になりますが、部長にぜひこれは取り組んでいただきたいんですが、認

定書を付けるようなものに対しては、生産者に対しての励みになる部分で、せっかく山梨県にはサッカーの中田だとか、農業支援隊で使っている菅原文太さんなんかがいるので、これらの人たちを使って、積極的にPRしていただきたいと思えます。その辺の要望も含めて部長お答えください。

松村農政部長　　今、委員からの御指摘は、生産分野を中心としたこれまでの支援に加えて販売面でも支援策を厚くしていく必要があるのではないかという御指摘だったと思っております。この点につきましては、私たちも同じ思いを持っておりまして、たとえば議会でも少し紹介させていただきましたが、今年から国内最大のマッチングフェアでありますフラワーエキスポというイベントに県として初めて生産者の方々と一緒に出展し、生産者の方々も全員がビジネスの機会を得るという1つの新しい試みなども取り組ませていただきました。今後どういう販売対策の厚みを重ねていくかということに関しましては、農政部の不断の課題だと思っておりますので、今いただいたアイデアなども踏まえて、どのような対策が来年度以降取れるのか、予算編成なども通じてよく考えていきたいと思っております。

(甲府市中央卸売市場について)

土屋委員　　甲府市が開設しております中央卸売市場についてお尋ねします。報道によりますと、中央卸売市場から地方卸売市場に移行するとされているわけですが、この点について、県ではどのような取り組みをしているのでしょうか。

樋川果樹食品流通課長

甲府市中央卸売市場は甲府市が開設しました公設市場でございますが、取扱金額も年々減少してきております。このため、どういう体質強化を図っていくかということでもありますけれども、中央卸売市場から地方卸売市場になることで取引規制が緩和され、事務手続の簡素化とか、運営事務の低減とか、人員の削減を図ることができます。また、新たな事業展開が図られるメリットもございます。これまで話し合いが行われてきておりまして、来年4月より中央卸売市場から地方卸売市場に移行することになっております。

土屋委員

移行は来年に迫っております。荷受け4者の取り扱いも4者で1,000億円から4分の1以下になっております。開設当時は100万県民を見据え、生産物はすべて市場に出荷することによって価格も安定できるという、すばらしいねらいで開設をされたわけでもありますけれども、40年経過する今、課長の説明のように取り扱い量は激減の一途をたどり、さらに販売高は4分の1以下になってしまうということと、もう1点は、あのような流通施設は普通の建物と違って、腐敗率といいたいまいしょうか、老朽化率が非常に高い関係で、今、設立当初の目的が十分果たせない。それから、手数料も条例で決めてあります関係で、業界の方々が非常に厳しい環境に置かれているということもあるので、来年の4月からいよいよ地方卸売市場に移行するということになりまして、農林水産省直結になるのか、山梨県営になるのか、さらに地方卸売市場になった場合に、あの5万坪の土地並びに建物等々の管理はどうなっていくのか。いま少し地方卸売市場と中央卸売市場との違い、メリット・デメリット、地方卸売市場になることによって県民に与える影響、40年間経営された甲府市がどういうメリットがあつて、どういうデメリットがあるのか、わかる範囲で結構ですから、内容は私もよく知っていることです。

樋川果樹食品流通課長

先ほど言いましたように、開設の許可権者が中央卸売市場の場合には農林水産大臣、それから、地方卸売市場につきましては県知事という形に変わっていくと。それに伴いまして、いろんな取引規制ですとか、そういったものも中央卸売市場というのは、ここから入ったものをこういうルートで、こういうふうにはやらなければならないという、非常に規制が厳しいわけですが、地方卸売市場ということになると、「第三者販売」とか、「直荷引き」というような、いろんな取引の自由度が増していくという状況になってございます。そのことによって、その市場にかかわる業者の皆さんにつきましては、いろんなやり方の幅が広がってくるというようなメリットが出てくるということがございます。

また、この転換を機会に、国の事業でその転換から5年間の間にいろんな施設整備を行う場合には、老朽化した施設を機能強化するというような場合には、その助成の道も開けるとか、開設者としての甲府市としましても、経営をしていくという観点で考えていく中で、やはり事務の簡素化、それから、事務量の減少ですとか、そういったことも含めて効率的な運営を図っていくことができると。今、視野に入れているのは、一部分については指定管理というようなことも導入していこうというようなことで、これを機に市場全体のいろんな改革といいますか、そういったこともあわせて行っていきたいというのが、大きなねらいになっているかと思えます。

土屋委員

そういうような流れになろうかと思うんですが、そこでちょっとお尋ねしたいのは、現下、この40年たった経過の中で、土地はどうなっていくのか。建物も今のままでいくのか。もう改築しなければならないというときに、今度は県に移管するということになると、ああいう施設は全部県で建てかえるのか、あるいは、今まで中央卸売市場で開設者甲府市ということでありまして、甲府市に補助金を出して甲府市で建てかえるのか。冷蔵庫を初めとして非常に傷みのひどい、もうあすにも手をかけなければならないような事態が起きているわけですが、そこら辺の取り組みはどうなってくるのか。

樋川果樹食品流通課長

敷地等は、現在、開設者である甲府市で引き続き管理をしていきますし、それから、施設と建物等につきましては、甲府市が中心となりまして、いろんな経費の試算をしながら、今後、計画的に整備をしていくというように聞いております。

土屋委員

そこなんですよね、その部分が一番肝心なところ。今までいろいろな条例や法律によって、農林水産省直轄でいろんな扱い品目についても、あるいは、売買取引についても規制があったけれども、地方卸売市場に移行することによって、そういう難しい、あるいは、厳しい法令から幾らか免れることも出て、自由に売買ができると。しかし、施設については相も変わらず甲府市が設備投資、あるいは、改築に取りかかるのかどうかというのは、今後、非常に大きな政治的な課題にもつながるということになるので、当然、今、事務レベルでは、もう今年の4月ということですから、もう時間もないんですね。そういう点はいくまでも甲府市が事業主体になってやるのか、あるいは、国が2分の1、残りの4分の2については県がみるということになるのか、そういう所有権関係はどういうふうになるんですか。

樋川果樹食品流通課長

現在はあくまでも甲府市が開設者として整備をしていくという方向で進んでおります。

土屋委員

それでは答えにならない。甲府市があくまでも主体になって、土地・建物の維持管理はすると。国と県は助成するだけということだけですか。地方卸売市場に移行することによってそういう財政面も、ある程度緩めてもらわないと、取り扱いだとか、売買については今までのような買参権がないと、入場して物を買うことができないと。しかし一般消費者でも自由に売り買いできるというだけでは、地方卸売市場に移行するメリットというものも少なくなってしまう。土地については減るものではないけれども、建物については40年たった建物というものは、もう無償に近いような状態、営業するには非常に厳しい状況になっているので、そこら辺についてももう少し強力な応援をしてあげるような体制でないといけないと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

樋川果樹食品流通課長

開設者である甲府市がいろいろな国・県の制度等を活用しながら、そういった整備をしていくという方向で、今、甲府市のほうでいろいろ計画を練りながら、計画的に整備をしていきたいという状況になっております。

土屋委員

それでは平行線の議論になってしまうんですね。建物などの助成もかつては何年か前の知事さんの時代には、毎年、毎年、数億円という規模で運営費補助を4年間なり続けた経過があるんですね。だけど、いろいろ財政事情が行き詰ると、開設者は甲府市だから、甲府市で支弁しろという議論にもなるんですけども、あそこで扱っている品物というのは、山梨県下の県民が全部あそこの扱いによって、毎日、毎日が送れるという性質からしても、取引の規制を緩和するだけでなく、建物の維持管理に対して、もちろん一度にすることになりますと、何百億円、何千億円というお金になってしまうので、年次計画で取り組みをすると、改築をするという意味はわからないではないけれども、地方卸売市場に移行するのであれば、もう少しそういう現状も的確に把握して、そういうものについては県がどういうふうな支援をするのか、県がそっくり引き取ってしまうのか、相変わらず今までどおり開設者は甲府市であるということで、甲府市が主体で県は応援するという体制でずーっと今からいくのか。

そんなこともやはりいろんな角度で、知事のほうにはそれなりの要請がされていると思いますけれども、事務局レベルとして法の許す範囲で、今までの地方卸売市場開設者の甲府市がすべてを支弁するのではなくて、やはり国・県がもう少し前面に出て、いろんな応援をしてあげるというような、財政支援をしてあげるというような大きなメリットもないと、いかがなものなのかと。こんなふうに老婆心ながら思うので、部長さん、いかがですか、そこら辺は。そういうような大きな、土地は5万坪、建設費は何千億円というものが、40年も経過すればもう御案内のような状況なんですね。だれが見てももうすぐに建て直しをしなければ、利便性にもよくない。

今度、地方卸売市場になるということになると、だれが買いに行っても自由に売れるということになりますから、ちょっと道の駅の大型版みたいな感じになるんですね。品物を自由に、魚でも、花でも、果物でも自由にあそこで売り買いしているわけですから、消費者や観光客に売り込むには、それなりのやはり模様といいましょうか、施設も、山梨県に行くところというものがあると。例えば新潟へ行くと寺泊なんていうところがあって、私のようにあまり行かな

い人でも、新潟に行ったときには寺泊で何か買ってこようというような、有名な山梨県の拠点基地になろうかと思うんですね。ですから、そういうような建物にも、あるいは、今のレイアウト等々も、そういうような日本全国の観光客が寄れるように、せっかく制度を変えようとしているわけですから、私はそういうような大規模な一大取り組みを、あのバイパス沿いにある5万坪ですので、ぜひ生かしてもらいたいなど、そんな要請をして、何かお考えありますか。

樋川果樹食品流通課長

今、委員に御指摘いただきました道の駅的な市場の活性化といいますか、そういったことにつきましても、「にぎわいのある市場」ということで、市場の一角を活用しまして、一般の観光客ですとか、一般のお客さんも含めまして、集客できるような構想も今みんなでいろいろ考えている状況でございます。そういった部分につきましては、県もいろいろ参画する中で、支援できるところは支援していきたいと考えています。

土屋委員

そういうようなお答えをもらいたかったんですね。せっかくそういうように制度が変わって、今までのあり方を40年間掘り返して、県民にもよい、観光客にもよいということであれば、これは日本一を目指した、かつての中央卸売市場だと。僕は山梨を売り出す、一番の拠点になると思うんですよ。だから、そこを何とか、いろんな範囲で、農政部だけではなくて、県全体で取り組んで一大名所にしてほしいと、そういう取り組みが大事ではないかと思うんですよ。今の課長のようなお答えをもらえば、私もこの時点であと4カ月後には、そういう方向になるんだということ、市民だけではなくて広く県民、ないしは、やはり制度の変わるということが言えることだと。これは横内県政の一番目玉になるのではないかと、私に思っているだけですから、部長、その決意をちゃんと述べてくださいよ。

松村農政部長

甲府の市場に関しましては、私自身も実は足を運びまして、その雰囲気でありますとか、様子などをこの目で確認するような機会も設けさせていただきました。今後、どういうふうな展開になっていくかということでございますけれども、新しい地方卸売市場への移行に伴って、市の裁量権がふえるということに着目して、今、甲府市のほうであそこのエリアなどをどう活用していけばいい拠点になっていくのか、いろいろ検討を重ねていると聞いております。その検討結果などを踏まえながら検討して、どのような対応が適当なのかよく考えていきたいと思っております。

(べと病被害農家への支援について)

高野委員

9月の定例県議会でべと病の話をちょっと聞かせてもらったんですけれども、総額で2,500億円を国のほうから直接支払制度的な部分で、今度は補助があるというふうなことです。山梨県規模では平均的に考えると、25億円ぐらいになるのではないかと思いますけれども、よその農業災害に比べて山梨県のことしの農業災害は非常に大きなものがあると思いますし、50億円ぐらい国からふんだくってくればよいなど、簡単に言えばそう思っているんですが、ただ、直接支払制度であるから、これは、全然、県が関係ないというか、関知しないんですね。

齋藤農業技術課長

このたび国が打ち出しました景気対策の関係でございますけれども、施設等

にかかわっている部分については、県を通す対応になっておりますけれども、今言われたように、そういう災害等にかかわる部分については、事業主が直接交付というふうな形になっておりまして、そういう面では事業主体が、直接、交付申請をするような形になっております。

高野委員

実際、ことしの農業災害は、そのものの部分はわかりやすいんですね。全部落ちたとか、半分ぐらい落ちたとかいうのでわかりやすいんですけども、ブドウの、特に醸造用ブドウの状況は、農協が9月に調査をした結果、約50%だめだとか、約25%だめだというふうな話が、農協の把握の仕方がそういう把握の仕方だったんですけども、うちにもブドウ園があるんですけども、ブドウもその時点で50%だめだというと50%切り落としてしまうんですね。そうすると、残りが50%の房数はなっているんですけども、その房数が今はもうワイン屋のほうが何か元気があるから、べとの病菌がついているやつは受け取らんぞというので、8キロのもみ箱へ切りながら調整する、悪いところを切り落とす。それをして、大体、8キロへ今までであれば5分か何ぼで、ちょっと悪いところを切れば入ったんですけども、ワイン原料ブドウでも、1箱つくるのに約30分はかかると。

だから、そうなって半分切り落とすような形になると、実際、9月の被害状況が50%だといっても、実質的には50%のまた50%というのが、地域でだれに聞いてもそういう話なんですよね。だから、そういう人たちが多く集まるんですけども、例えばブドウの泥棒が来てとられたけれども、忙しい盛りに警察が来たら、警察が4時間も5時間も調べて、あげくの果てに次の日も出て来い、次の日も出て来いでは、10万円や何ぼのブドウが盗まれたのでは、おれはむしろ被害なんか届けを出さずに、そうっとしておいたほうが自分が働けるという話もよくあるんです。それと同じで、どのくらいの被害総額、個々の被害総額になるかわかりませんが、その個々の申請でなくて、1つの固まりによって、1億円以上ですか、その部分での被害額に対して、基本的には直接、補助をしていくということですよ。

齋藤農業技術課長

申請の詳しいことについては、ちょっと承知をしておりませんが、個人の被害程度、被害面積を集計した中で、事業主体がそれを集計して、交付申請をするという形で、個人の被害程度、面積等によって集約をされると聞いております。

高野委員

だから、それを各個人が幾人かで、10人集まって1つのグループをつくって、そのグループから申請するというふうには私は聞いているんですけども、そのグループの中にも、そんな書類をつくるのでは面倒くさいからいいやとか、いろんな人がいると思うんですね。その辺の手を貸してやるのが県の農務事務所であったり、そういうところでないかなと。この主体はあくまでも農協と言われておりますよね。だけど、県の農務事務所と農協のレベルの違いは一目瞭然だから、そういう部分で県の農政、また各地域の農務事務所が入って、その辺の手助けをしてやらない限り、これはもう絶対うまくいかない、私は思っているんですけども、先ほど非常に冷たい寂しい返答をされて、承知はしておりませんが、地域でやりますと。これでは、フルーツ王国ではなくなってしまうと私は思うんですけども、その辺はどうか。

齋藤農業技術課長

今回の制度につきましては、非常に最近明らかになったというようなものでして、その周知を図るために、それぞれ農務事務所が関係の農協へ出向きまして、その制度についての説明をさせていただいたところでございます。また、申請に当たっての効率的な事務と申しますか、そういう部分についても担当のところと相談に乗っていると聞いております。

高野委員

先ほどの返答と少し変わってきたね。実際、やはりこの果樹地帯を守るというのは、個人が守る、農協が守る、農政の例えば地域の農務事務所が守るではなくて、県が主体になって守らなければ、守れませんよ、これは。だから、先ほど言った25億円も50億円ぶんどってしまおうではないかというふうな話を、やはり県がしっかりと頭へとらえて、その指導をしていかないと、「いや、それは、まあ、農協が」というふうな口先では、フルーツ王国なんて、とんでもない話だなというふうに先ほども聞いたんだけど、その辺についてはもう本当にしっかりした指導をしてもらわないと。けさも、その説明会をいつやるとか、やらないとかというふうな農協の防災の放送で聞きましたよ。

だけど、例えば県が把握している被害量と、農協が把握している被害量と、実際、農家につぶさに聞いてみるところの被害量が、はっきり言って全部違う。では、どこを主体にとるのかという部分になると、やはり、実際、農業で果樹をつくっている人たちの部分に、もうちょっとホットな気持ちでいかないと、今みんな言っているのは、これだけ甲州ブドウがだめであれば、甲州ブドウを切ってしまう。甲斐路がだめだから、甲斐路はもう切ってしまうと、みんなそうですよ。そうなってくると、山梨のフルーツ王国というのは守れない。守るためにはやはり県がしっかりとその辺の指導もしながら中に入って、さまざまあるかもしれないけれども、やはり主体性は県が持って指導していかないと、私は山梨県のフルーツ王国は守っていけないと思っていますけれども、どういふふうな感覚でいるんですか。

齋藤農業技術課長

今、委員のおっしゃられたとおり、私ども果樹王国を守っていく上で、いろんな施策を展開していきたいと思っていますし、また、現地での指導についてもきめ細やかな指導ができるような取り組みをしてまいりたいと思っております。また、今年度、発生をいたしましたべと病につきましても、近々、その対策資料等も全戸に配布をしていきながら、病気に対する対策等も徹底してまいりたいと思っております。そういう面で、国のそういう補助制度と申しますか、新制度等についてもできるだけ活用をいただけるように、それぞれの地域で説明会も実施させていただいたり、実際、各農協にもお邪魔をして、その活用について進めてきた経緯もございまして。そういう点では、ぜひ地域の人たちと連携をとりながら、そういう面で営農意欲をなくさないような取り組みが今後展開できるように、出先の普及センター、また出先の農務事務所を通しながら展開をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

高野委員

それで、もう一つ、今のべと病被害の借入金を起こすというところで、県もかなり悩んだ末に防除薬等の補助をしていくというふうな話に決まったようですけれども、今、農業資金というのは金融関係で借りると1.8%、それを山梨市と甲州市はその金利の半分を補助しましょうと。だけど、一番肝心なのはもう切ってしまうからいいよという人でなくて、やはり例えばお金をここで

借りてでも農業を前向きに進んでいこうという人の、残りの0.9%というのは、本当に県で真剣に考えてもらう必要があるのではないかなど。これが金利ゼロであれば、もうちょっと農業をふやしてやってみるかとか、金利ゼロであれば、何とか違う方法を考えて農業に専念してみようかとかいう気持ちになるけれども、市の対応が余りにも、どういうわけか田辺市長もよ過ぎて、半分金利を市が補うというようなことになったようですけども、竹越市長も。

だけど、一番わかりやすいのは、市が半分見て、県が半分見て、農協に対して、その意欲のある人にはやはり金利がゼロで、山梨のフルーツ王国を守ってもらうというほうが、ずっとインパクトがあるのではないかなど。防除剤をこういうふう提供します、ああいうふう提供しますよりも、やはり一点集中主義で、例えば、新しく農業をもっと開拓していく人には、金利ゼロで協力しようとか、やはりそういう思い切ったことを打ち出すのが県であって、それを指導するのが出先の農務事務所であり、その恩恵を受けるのが農協であって、各農家であるというふうな……。

何か途中でみんな線がばらばらになってしまうのではなくて、しっかりその辺の線を1つにまとめて、みんなで闘っていくという意向を持たなければ、我がフルーツ王国は守られない。今、ここにいる皆さん方を中心に、しっかりと指導もしながら、農政部が一体となって、このフルーツ王国を守っていくということを真剣に考えてもらって、農業技術課長の一令によって全然変わってくると思うから、課長、しっかり次の質問が出ないような答弁をしてみろや。

齋藤農業技術課長

今、大変、厳しい御質問をいただきましたけれども、被害に遭われた農家の皆さん方に対する制度資金の対応ということでございますけれども、そういう面で、今回、甲州市、山梨市等がそういう利子補給をするということになっておりますが、今の制度資金の中では、今回のべと病については、なかなか対応できる資金がないという実態がございますので、そんな意味で、農家の経営を維持するための資金といいますか、運転資金がどういうものができるのか、また、制度金融といいますか、そういうプロパーの資金等もどういうふうな活用ができるのか、今、信連等も含めて検討して、経営が継続できるような経営資金のあり方みたいな部分についても検討していこうと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

(農産物直売所について)

進藤委員

農業が厳しいというところですけども、地域を活性化させてきている各町にある道の駅などの直売所というのが、非常に農家にとっても働きがいのある、やりがいがある、地域おこしに随分役立っているように思うんですが、これは年齢に限らず、お勤めしてきて退職した人も、また農業に携わって頑張っているということも、よく見受けられるわけですけども、県内に直売所というのは何カ所くらいあるんでしょうか。

樋川果樹食品流通課長

毎年、直売所の関係について実態調査を行っておりまして、昨年度、平成21年度の集計で121カ所ということでございます。

進藤委員

だんだんふえる傾向にありますか、どうなんでしょう。

樋川果樹食品流通課長

平成15年からこの調査をやっております、平成15年に96カ所だったものが、現在121カ所ということで、年々増加をしているという状況にございます。

進藤委員

これからもまだふやそうというような動向で動いているところもありますか。

樋川果樹食品流通課長

県内では、かなりのところに大きな直売所等が設置されてきております。やはり直売所のふえ方も、若干、急速なところから、少しずつこういう緩い感じになってきていると思いますが、そうはいつても、地域にまだないところもございますから、小さな直売所等も含めまして考えますと、まだまだふえていくのではないかと考えています。

進藤委員

まだないところにつくったらどうかというような働きかけといった、地域の人たちのつくっていききたいというような要望とか、そういうのは県へ届いていますか。

樋川果樹食品流通課長

場所によってはそういった計画が出てきているところもございます。また、そういうことに関しましては、また普及センターのほうで設置に向けてのいろんな指導ですとか、組織づくりですとか、そういったことがございますので、指導をしていきたいと考えております。

進藤委員

現在、121カ所にふえてきているということなんですが、その直売所の売上高が1カ所の最高はどのくらいなのでしょう。それから、年平均の売上高というんですか、そういうものについて教えてください。

樋川果樹食品流通課長

やはり直売所の規模によって、大きいものから小さいものまで、非常にさまざまでございますが、県内で一番売り上げがあるところにつきましては、4億円弱くらいの売り上げを上げている直売所もございます。

進藤委員

今、売上高の最高が4億円とおっしゃいましたが、県下とすれば平均でどのくらいになっているのか。それから、その関係者ですね、直売所へ出荷している人の中で、最高、個人が1年間に幾ら売り上げているのか。

樋川果樹食品流通課長

平成21年度の県内の直売所の売り上げの総額が45億2,000万円ということでございまして、それを121カ所で割りますと、平均的な数字が出てくるかと思うんですけれども、4,000万円までは行かない、3,700万円くらいが平均ということになるかと思えます。直売所に搬入している農家の方でどのくらいの売り上げというのは、ちょっと統計がございませんが、話に聞くところによりますと、七、八百万円とか、そういった金額を売り上げている方もいらっしゃるというような話は聞いております。

進藤委員

もうほぼ10年ぐらい前から、ちょっと無人販売をやっている方が、あのう

ちは年間300万円売り上げているということを言って、変なところに勤めているよりいいなんていう話をしておりまして、地道にやっていたらやはりいいんだななんて思いながら、そこを通過してみたら、最近、どんどんふえている。そのうちもずーっと計画的にますます農産物も工夫して、いろいろと絶やさずそこで売っているというような姿もあります。そういうところから考えて、皆さんの関心は非常に高まっているわけですが、例えばそういう直売所が出たことによって、その地域へUターンしてくるとか、あるいは、新しくそちらへ移り住んできて、農業を一生懸命やって直売所へしっかり出していくというような事例があるでしょうか。

樋川果樹食品流通課長

個別にUターンした方が直売所でやっているという事例は、ちょっと承知していないんですけども、推測するにそんな動きも出ているかと考えております。

進藤委員

私たちは、葉っぱの産業をやっている徳島県の上勝町というところへ、高齢者が生き生きと働けるためにも、高齢者も含めたあるグループを見にいって来たんですが、農協の職員が非常に苦勞をして長年かかって、きれいな葉っぱを商品化して、今はその売り上げがすごいと。各農家の80歳のおばあさんでも、月給が60万円を超すくらいの生産高を上げていて、家族も東京のほうへ行っていた人が引き上げてきて、その手伝いをして、農地やら山林を生かして、しっかり売り上げているというような話を聞いたり見たりしてきました。まだまだ山梨県もそんなふうな意味から生かしていけば、いっぱい農業という面での活性化は、大いに図っていられるのではないかなんて思うんですが。

山梨県も冬場は非常に寒いところもありますので、直売所で冬場の農産物がちょっと品薄になってしまうというようなことが、冬場から春先にかけてあって、お客さんが来て何かないかといっぱい来るんだけど、売るものがなくてというような、そこを管理している人や仲間の人たちの声を聞くんですが、そんな面で何か県のほうでも支援していただけるようなことができるかということをお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

樋川果樹食品流通課長

やはり直売所の運営をしていく上で、確かに冬場も含めた年間を通じた品ぞろえとございますか、そういったことはやはり絶対的に必要なことだと考えております。そういった意味で、直売所向けの各地域のいろんな特性を生かした形での栽培とか、加工のマニュアルも作成させていただきまして、それをもとに普及センターのほうでいろんな形で指導をさせていただいているということ。それから、冬場対策としてやはり各地域で加工品に手をつけていくというようなことも重要だろうと考えております。地域の加工の関係のグループの育成指導ということも行っていますし、また、そういった加工施設等の国や県の助成制度を使った支援。それから、今回、東京農業大学の小泉先生にアドバイザーをお願いしまして、地域の特性を生かした加工品づくりというようなことの助言をいただくというようなことも進めていっているような形で、そういった冬場への対応も視野に入れた取り組みも進めていきたいと考えております。

進藤委員

今おっしゃったように施設をつくりたいなら、それに対する助成ということもしていただけるような施策があるわけでしょうか。

樋川果樹食品流通課長

現状、国補事業もございますけれども、県単の事業でも、あまり大規模にはできないわけですが、ルネサンス総合支援事業というような形の中で、そういった地域の加工等を進めるための機械・施設等の整備に対応できるかと思いません。

進藤委員

それは最高どのぐらいの補助ですか。

山本農村振興課長

施設・機械の整備に対する支援ということで、私どものほうでは先ほど言いました「やまなし農業ルネサンス総合支援事業」という県単の事業がございまして、これについては比較的国補対象とならないものの整備ということで、本年度、総事業費で8,000万円、県費で補助率2分の1でございまして4,000万円ということです。タイプといたしましては1,200万円ぐらいの、ちょっと大き目のタイプの事業関係、それから、300万円ぐらいの事業、あるいは、それより少し小さい50万円ぐらいの事業ということで、取り組みに合わせたメニューがございまして、先ほど言われた加工ということになりますと、やはり販路拡大であるとか、産地強化というような形の取り組みになるかと思えますけれども、それらに対する機械・施設整備の支援ということで実施をしております。

進藤委員

いろいろな支援の手があるということがわかりまして、具体的にやる気さえあれば、これは支援していただけたらということをおもいます。私の所属しているグループも、この間、県からも賞をいただきましたが、食と健康ということで、今まさにそれが本当にみんな関心事になっているわけですが、長年一生懸命取り組んでいるわけですが、そうした中で、やはり農産物を加工して、販売していくという、この一連のことを自分たちでやっていくということが、すごい励みになりますし、生産グループなどにも頼んで、そばの栽培をいただいているとか、あるいは、キノコをとったり、フキ自体もとって、それを加工して販売しているとか、みその加工をしているとかいろいろやっていますが、もっともっと手広くやらないと、品物が売り切れてしまうというような現状がありますので、そういう点でまた今後もいろいろと御支援をいただきたいと思っております。

皆さんやはりそういう面で、いろんなクラフトをしている方々も、北杜市のほうにも大勢住んでいるわけですし、そうした人たちの作品なども直売所で展示、つくった方がそこへ出て一緒に顔を見ながら売ったり、教えたりということもしていますが、そういう面で直売所、道の駅というようなものの価値というのは非常に幅が広く、地域活性化のもとになっていると思っておりますので、また大いにこれはみんなの声を聞いていただいて、支援をしていただきたいと思います。今後、よろしくお願ひいたしまして終わります。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(小水力発電について)

浅川委員 実は私は先の本会議で代表質問をさせていただきました。特に「ソーラー王国やまなし」ということで、米倉山に着地させたということは、本当に皆様方の御努力だったと思いますし、この間、その辺の進捗状況の話も聞いたからきょうは質問はしませんが、内陸部で日本一だということ本当に心強く思っておるわけです。あわせて、あそこを将来のエネルギーゾーンということで再度御提案をさせていただいたところ、管理者からいい御返事もいただいて満足しておるところです。私ごとになりますが、私も知事のサイドとして、本当に皆様方の進めていくことに、大いに賛同しておるわけであります。

そこで小水力について、塩川第二と、それから、若彦トンネルの2つですか、あそこの湧水発電も視察させていただきました。ところで、今、進めているのが深城のほうの小水力発電と聞いておりますが、これについての御説明をしていただきたいと思います。

石原電気課長 深城の発電所でございます。現在、県営の深城ダムの放流水を利用するという形で、深城発電所の建設に入るということで、今、準備作業を進めておるところでございます。この発電所でございますが、最大使用水量が1トン、1秒間に1立方メートルということで、ドラム缶でいいますと5本くらいの水を1秒間に使いまして、そして、ダムの落差が43メートルございます。この落差とその水を使いまして、最大で340キロワットの発電を計画しているところでございます。この発電所によりまして、1年間に発生する電力量でございますが、約190万キロワットアワーでございます。この電気でございますが、一般家庭ですと530軒に相当する電気の発電を行っていくということでございます。また、CO₂の削減効果でございますけれども、1,400トン削減するというような発電所でございます。なお、総事業費につきましては、おおむね5億円を見込んでおるところでございます。平成24年4月運開を目指しまして、現在、建設を進めているところでございます。

浅川委員 私は塩川と若彦の湧水発電所の発電量をちょっと忘れてしまったんですが、どちらもほぼ同じぐらいの規模でしたよね。

石原電気課長 若彦のほうは80キロワットですので、深城の4分の1くらいの出力でございます。また、塩川第二発電所につきましては82キロワットということで、やはりこれも同じく4分の1くらいの規模というようなところがございます。

浅川委員 はい、わかりました。私たち、たまたま塩川も若彦も両方見させていただいておりますけれども、本当にCO₂削減には一番すぐれているのではないかなど。太陽光パネルもすぐれているとは思いますが、外観の問題もあつたり、いろんな問題があるだろうと思います。

今回、5億円余をかけて深城発電所をつくるという部分で、今後はこの部分について、どのような取り組みをしていくのか。深城の先の部分ですね。例えば今後の何年間計画でこんなふうに進めていきたいという計画がありまし

たら、それをお知らせしていただきたいと思います。

石原電気課長 当面、私どもといたしましては、モデル施設といたしまして、4カ所の発電所をつくっていくということで計画をしております。先ほど委員からお話があったとおり、若彦と塩川第二につきましては昨年度建設を行いまして、この4月から運転を開始しております。また、今ご紹介させていただいた深城の発電所につきましても、今年度と来年度ということで、建設を行いまして、平成24年4月から運用を開始したいと考えております。この後ですが、今のところ時期までは定かではありませんが、砂防ダムを利用した発電を計画しております。今年度、可能性調査をさせていただいている状況でございます。

浅川委員 私も提案をさせていただいた場所があるわけですが、例えば川の中に1カ所つくって、また次のところにもう1カ所つくるといような、そういう技術的なことは無理なんでしょうか。塩川についてはそんなふうに思ったことがあるんですけども。

石原電気課長 流量と落差があれば、そこにエネルギーが存在します。ところが、1回そのエネルギーを使ってしまいますと、そこでエネルギーを失ってしまいます。流量が同じであれば、1つの水路であれば1回エネルギーを使ってしまいますと、次にエネルギーがたまるまでは、エネルギーが取り出せませんので、ある落差のところで発電してしまいますと、さらに落差があるところまで行かないと、発電所はつくれないことになります。続けて2つ3つとつくればよろしいんでしょうが、その間に落差がないと、発電所は続けてつくれないことになります。

浅川委員 ちょっとまぜ込めたような質問になるわけですが、私の地元の高根では六ヶ村堰というところで1つつくって、次にもう一つつくろうということで計画が進んでいるようでありまして。また、森屋委員の地元のほうでも、水車式というんですか、ああいった部分で小水力を利用しながらの発電所があるんですが、これは、山梨県内に幾つくらいあるんですか。

石原電気課長 小水力というくくりですと、現在、23カ所の小水力の発電所がございます。

浅川委員 また話がちょっと前へ行ったり、後ろへ行ったりするわけですが、深城が、大体、一般家庭530軒分くらいの能力があるというふうに、今、お聞きしたんですけども、例の米倉山も中道一带ぐらいの電力量を供給できるというような話を聞いたような記憶があるんですが、その辺はわかりますか。

石原電気課長 米倉山の太陽光発電につきましては、一般家庭で3,400軒分の電気を起すということで、向こうは太陽光で1万キロワットの発電所でございますので、3,400世帯分の電気を起すというようなことでございます。

浅川委員 わかりました。大体のことはお聞きしましたので、ぼちぼちまとめさせていただきますけれども、先ほど冒頭で言ったように、知事もこの部分で「ソーラー王国やまなし」ということで提案をして、ニューディール計画も含める中で進めていると思っておりますし、米倉山もうまいぐあいに着地したのかなと思っております。これから来年に向かっていろいろな流れができるわけでありまして、できれば小水力というのを、私どもの地域には急峻な地形等を含める中で本当

にいい場所だと思うんです。ですから、こういうことをもう本当に積極的に進めていくためには重要な課題だと思います。そこで、管理者、まとめていただいて決意を語っていただいて、私の質問は終わらせていただきます。

小林公営企業管理者

浅川委員には太陽光発電の代表質問をいただき、我々が担うべきPR施設の答弁をさせていただいたということをごさいます、内容を説明する機会を与えていただいて、非常に感謝しているところでございます。

平成21年4月に作成されました山梨県地球温暖化対策実行計画という中で、山梨県はCO₂削減をしていくんだと。かなり高い数値を、2050年には「CO₂ゼロやまなし」を目指していくんだという施策展開をしていくという目標を立てております。そんな中で、今年の6月には、先ほど委員からお話がありましたように「やまなしグリーンニューディール計画」というものもつくりまして、具体的な施策展開の方向性を示したということをごさいます。その中身につきましては、太陽光発電、小水力、木質バイオ等を使ったバイオマス、それから、燃料電池、この4つの柱で施策展開していくんだという目標を設定したところでございます。

そんな中にありまして、やはり小水力発電というものは山梨県の急峻な、先ほど来、電気課長から話がありましたけれども、落差があるということとか、安定的に発電ができる要素も自然環境に恵まれているということがありますので、やはりこれは推進をしていく必要があるだろうということをごさいます。こんな中で、水力発電は発電の過程でCO₂が、建設、運用、廃止に至るということの中で、発電手法の中で最も少ない非常にすぐれた電源だという報告もごさいます。そんな中で、やはり本県としても地球温暖化対策として、十分活用していく必要があるだろうと考えております。

そんな中でありましても、やはり課題等がございまして、河川法に係る許認可、電力会社との協議、建設資金の調達、それから、完成後の維持管理など諸課題がございます。国に対しては知事中心に幾つか要望もしてございまして、1つには水利権の課題とか、規制緩和、そういったものについて要望を繰り返して行っているところでございます。今、国は制度設計を進めているところをごさいますから、いずれ方向的には国も進める方向でございますので、その方向性を注視していきたいと考えております。

いずれにしても、企業局は50年にわたる水力発電のノウハウを持っておりますので、小水力発電にもかかわっていかうとする市町村への技術的な支援とか、さまざまなノウハウを伝えていくとか、先ほど申し上げましたような諸課題について、研究を十分進めていく必要があるだろうと考えております。そんな中で、今後とも県内の小水力発電の推進に向けて、企業局が果たす役割を十分果たしていけるようにやっていきたいと思っておりますので、また御理解と御協力をお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

高野委員

不思議に思っているのは、例えば個別的につけたりしたソーラーの電気の買い取り値段は、どういうところで、どういうふうに決まるのかなど。そして、それぞれ地方によって違うようなことも聞いているんだけど。

西山企業局長

委員のおっしゃるとおり、再生可能エネルギーにつきましては今回も全量買い取り制度というものを国では検討してございまして、太陽光におきましても既に船出をございまして、一般家庭でキロワットアワー当たり48円くらいで買います。同じように再生可能エネルギーの中でも、先ほどお話がありました

水力とか、バイオマスとか、風力とか、それをどういう値段で買い取っていかうかということを、今、制度設計をしております。基本的には15円から20円くらいで、期間が15年から20年くらいの間で買っていきます。ただ、その場合にその負担を国民の皆さん全員が負担をしていくということもありまして、まだかかり決まったわけではないんですけども、その辺を今いろいろの委員会等でも議論をしている最中でございます。そんなことでまだ価格的には決まっておられませんけれども、そういった15円から20円程度で、今後、取引するような方向ができつつあるのかなというふうに理解しております。

高野委員 普通、東電の電気というのは、今言った買い取り価格と、私たちが使っている部分は幾らぐらいなの？

西山企業局長 通常23円から24円くらいが平均的な単価になるわけなんですけれども、それが当初太陽光発電をつけるときに、東京電力が自主的に買い取った値段で、通常私たちが電気を逆にお支払いしている金額と同じもので引き取った。今回はそれを普及促進するためにその倍額の48円で、余剰電力のみですけれども、買い取っていかうというようになっております。

高野委員 余剰電力のみという意味は？

西山企業局長 通常3キロワット程度の太陽光パネルを設置いたしますと、昼間あたりですと、恐らく一般家庭では使用電力よりも発生する電気が多いので、その部分を東電さんの配電線に供給していく格好になるんですけれども、そういった使って余った部分を余剰電力といいまして、その部分だけを無料で電力会社が買い取っては申しわけないので、今言ったように前は24円くらいの金額、これを今後48円くらいで買っていかうということでございます。

高野委員 ためることができないのが電気だから、電気を使うのは東京電力から買ってにおいて、例えば、太陽光パネルを張りつけたと。それはそっくり買ってもらって、それでその中の計算式だけで余剰でしょう。太陽光パネルから自分のうちで使って、その余剰という意味ではないよね。

西山企業局長 電気は御承知のとおりためることができないということで、完全に供給するとすれば、今度は系統に出すほうの電力量計をつけなければならないということがございます。一般家庭等もそういう取引をしますと、非常に負担が多くなるということもございまして、夜は夜間電力を通常どおり使って、昼間は、3キロワットになりますと、冷房が大体1キロワットくらい使いますが、通常でいけば電気が相当余ると思います。そういったものだけを出していくと、その部分だけが余剰電力という扱いでございます。

高野委員 いや、それを利用しているのか、それとも使うほうは使って、その計算式の中の差額の部分でやっているのか、そこのところがよくわからないんですけども。

西山企業局長 なかなか難しい話だと思うんですけども、通常、完全に余った部分だけですから、トータル的に行って来いの話ではなくて、本当に使って余った部分だけを余剰としてやっていかうというのが今の方針でございます。要するに、電力を使ったキロワットアワーにしてしまいますと、平らになってしまうという

お話だと多分思うんですけども、そうではなくて、本当に使われている残りの部分について倍額のキロワットアワーの単価で、買取りしていただけることになります。

高野委員　　そのところがよくわからない。例えば使う電気はこういうふうにして昼間使っているじゃない。では、ここに太陽光発電がある場合に、この太陽光発電はこれに接続されて、これがついているということ、簡単に言えば？

西山企業局長　　そういう御理解でも結構でございます。電気ですのでどこをどう行っても同じなんですけれども、まさに一番最初が需要ですから、太陽光で発生したものを自分のところでまず使います。余ったものが初めて出ていくという格好になります。ですから、今、この上に太陽光のパネルがあって、ちょっとかけていますけれども、出ていけば、その太陽光の電気を使っていけるということです。

高野委員　　では、もしそれが足りない場合は？

西山企業局長　　その瞬間に東京電力さんの電気を使っていることになります。

高野委員　　でも、ちょっと不可解に思うんですけども、つくっている電気を売る。使う電気はあくまでも東電の線で来ているということでない、何となく計算式が合ってこないような気がするんだよね。だから、電気はためられないから、例えばここで使っています、太陽光パネルがここにありますが。それで、例えば使っている最中は、0.3キロ向こうへ買ってもらっている。もっと使って今度はマイナスになってしまったら、そういうのは本当は計算式ではないの。

西山企業局長　　専門的になってしまうんですけども、配電線連系という言葉がございまして、そこをうまく連系できるように、当初、試験をしまして、今、現在ですと、まさに、瞬間、瞬間にそういうことが、例えば系統をこうやっていきますと、「あ、今、こちらを使っているよ」と、例のハイブリッド車と同じようなことだと思うんですけども、あれと同じような格好になります。

高野委員　　あなたが言うように、いろんな実験をしてこうなったというんですけども、例えば10年も7年も前にうちは屋根へ太陽光発電をつけたと。そのころもそうだったの？

西山企業局長　　そうでございます。一番最初のちょうど丘の公園に太陽光、あれは95キロワットを実は企業局でつけたんですけども、あのところで配電線へ連系するのが初めてで、それまでは通常自分で使う、要するに負荷というんですが、使う電力量と同じくらいの規模のものをほぼつけていたんですが、余った電気を配電線に連系してみようということで、実証試験をさせていただきました。

高野委員　　では、電気の線の中はこっちへ行ったり、あっちへ行ったりしているわけだね。極論を言えば、そういうふうにはしかとれないんですけども、昔、1本の線を握っていれば綱渡りしてもしびれないけれども、1本の線を握りながら足をもう1本の線へかけた途端に、感電死したという話があるんですけども、今の電気はそうではないんでしょう、交流というか。

西山企業局長　やはりおっしゃるとおり、例えば一般の配電線でも、あるいは、家庭用の線もそうなんですけれども、それとアースの間に自分が入れば感電します。それは同じことなんですけれども、今の話は電気の消費と発生の話で、いわゆる本来的に電気をつくって行って、そこで賄えているうちは、ちょうど合っていればいいんですが、足りない場合はすぐ別のところから電気を瞬時に持ってくる。これを大きくやっていくのが、いわゆる給電になるんですけれども、いつも電気の使用量と発生量を見ていて、どういう格好でそこをうまくマッチさせるかということをやっています。まさに一般家庭においてもそういうふうにできれば、昼間時点はほとんど電気を使用しなければ、電気はそのまま余ってしまうんですが、夜間に電気を使用しますと、足りなければ瞬時に逆に電気 comes ようになっていきます。しかも交流ですから全然問題がなくやっていけます。

高野委員　だから、1つの線で例えば余剰電気があれば、それが1つの線の中で余剰で買い取りされるような状態になって、それがもし足りないときには、逆に向こうからの電気が入ると。ハイブリッド車と同じと言われると何となくわかるような気がするんだけれども、そういうことなんだね。

西山企業局長　はい。

高野委員　先ほど言った東電の買い取りの値段の部分というのは、10年ぐらい前は水力発電は13円とか幾らという話ではなかったか。

西山企業局長　おっしゃられているのは、規模の大きい発電所ということでよろしいでしょうか。

高野委員　はい。

西山企業局長　そうしますと、一番高いころというのは、昭和55年代くらいのいわゆる金利が高いときのものがあるんですけれども、それになりますと20円05銭というのが実は一番高い売電でございました。今はもう既に金利も、借りたとしてもほとんど1%、2%の段階でもあり、発電所もほとんど減価償却も終わっていることもありまして、トータルすると7円から8円で売電させていただいています。

高野委員　その7円で売っている大型というのはどこどこ、何キロぐらいで分かっているわけ？

西山企業局長　小水力の定義を、先般1,000キロワット以下ということをおっしゃっていただいたんですけれども、大体1,000キロワット以上という意味で言わせていただきました。

その他　・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任された。
・ 閉会中もお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定された。
・ 10月29日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以上

農政商工観光委員長 渡辺 英機